
平成20年 第4回(定例)由布市議会会議録(第5日)

平成20年12月10日(水曜日)

議事日程(第5号)

平成20年12月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(25名)

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
4番 新井 一徳君	5番 佐藤 郁夫君
6番 佐藤 友信君	7番 溝口 泰章君
8番 西郡 均君	9番 淵野けさ子君
10番 太田 正美君	11番 二宮 英俊君
12番 藤柴 厚才君	13番 佐藤 正君
14番 江藤 明彦君	15番 佐藤 人巳君
16番 田中真理子君	17番 利光 直人君
18番 久保 博義君	19番 小野二三人君
20番 吉村 幸治君	21番 工藤 安雄君
22番 生野 征平君	23番 山村 博司君
24番 後藤 憲次君	25番 丹生 文雄君
26番 三重野精二君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 野上 安一君

書記 衛藤 哲雄君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	清水 嘉彦君
教育長	清永 直孝君	総務部長	大久保眞一君
総務課長	工藤 浩二君	防災安全課長	佐藤 和明君
総合政策課長	島津 義信君	行財政改革推進課長	相馬 尊重君
財政課長	長谷川澄男君	会計管理者	米野 啓治君
産業建設部長	荻 孝良君	契約管理課長	渡辺 定君
農政課長	河野 隆義君	都市・景観推進課長	若林 純一君
健康福祉事務所長	立川 照夫君	健康増進課長	秋吉 敏雄君
保険課長	佐藤 和利君	環境商工観光部長	吉野 宗男君
環境課長	溝口 博則君	商工観光課長	服平 志朗君
挾間振興局長	後藤 巧君	庄内振興局長	川野 雄二君
湯布院振興局長	太田 光一君	湯布院地域振興課長	古長 雅典君
教育次長	高田 英二君	教育総務課長	河野 眞一君
消防長職務代理人	浦田 政秀君	代表監査委員	佐藤 健治君

午前10時00分開議

○議長（三重野精二君） 皆さん、おはようございます。本日は一般質問の最終日です。議員及び市長を初め執行部各位には本日もよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は25人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長、代表監査の出席を求めています。

本日の議事日程はお手元に配付の議事日程第5号により行います。

一般質問

○議長（三重野精二君） これより、日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問、答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また、節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可します。

まず、16番、田中真理子君の質問を許します。16番、田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） 16番、田中真理子君です。おはようございます。

通告順に従いまして一般質問を行います。3日目、最後の一般質問ですが、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

一気に寒さがやってきました。我が家の道を挟んだ崖の上に大きなイチョウの木があります。やっと色づいて、もう少し秋を楽しんでいたいなと思っていたのですが、先般夜半の突風で一晩のうちに、あっという間に数枚の葉を残して散ってしまいました。これを見て、私はさながら今の社会現象そのままのような気がしました。金融危機による景気後退により世の中が落ち着きをなくし、相変わらず起きる幼児殺害、倒産、リストラ、大手企業の派遣社員の解雇など、年の瀬が迫る中で不安を抱えて生活する人が多くなってくることが予想されます。その余波を受けて経営難に陥らないとも限らないでしょう。由布市にもそのあおりを受ける人たちがいるのではないのでしょうか。

昨今からの一般質問の中にも再三格差という言葉が出てきております。格差のない社会、普通の生活、小さな幸せ、安心感を感じる家庭、このことに満足しなくなったのでしょうか。この小さな幸せな生活を守るのが国であり、県であり、市町村だと思います。すべてに満足いくということはあり得ません。どの部分を守り大切にするかでしょう。

私が今回1つ目の質問として監査事務局の専任の設置をお伺いするのは、組織機構だけではありません。国からのお金が来ないと言いますが、この合併といい、三位一体の改革や地方分権、地方自治、これらは市町村の自立を意味し、その上で住民の生活を守れということではないのでしょうか。限られた財源の運用で何を奨励し、由布市としてどうやって生き残るのか、焦点をどこに置くのか、これを何で評価し判断するのかです。それは監査だと思います。19年度総決算で一般会計、特別会計で282億円を運用する市として、監査が果たす役割は重要であり、かつ、充実が大切になってくると思います。

19年度監査意見書の最後に「本市が自立、自主の行政運営を行っていくためには、将来にわたって自主財源を安定的に確保していくことが不可欠と」書いてあります。さらに、「徹底したコスト意識の確立を」と記してあります。この徹底したコスト意識が大切で、それをしなければ同じことを何回も繰り返さなければならないと思います。比較、検証がされて、この監査も生きてきます。この観点からも、監査事務局の設置は今回提案されておりますが、ぜひお願ひしたい。前日来、山村議員の答弁を聞いておりますが、再度市長の見解をいま一度お願ひいたします。

再質問は、またその都度させていただきます。

2つ目の質問ですが、特定健診、特定保健指導の状況についてですが、昨日の渕野議員と重なりますので、内容についてはほぼ同じなのですが、再質問を幾つかさせていただきます。

該当するのは私自身わかっていましたので、その実験台として自分の診断結果を資料にお伺い

をいたします。このことは結果的には非常に重要なことで、私も再認識をしました。この体重を維持するのも難しいのですが、この体重を減らすのもなかなか難しく、今取り組んでおりますが、3キロまでは減りますが、それ以上はなかなか減らないんですね。で、その辺の難しさを痛感しておりますので、今後、医療費を上げないためにも、やはり自覚してこのことには取り組んでいかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後、3つ目ですが、インフルエンザ予防対策についてお伺いいたします。

ことしは例年以上に早目の流行で、予防接種を医療機関では勧めております。インフルエンザには季節型インフルエンザ、つまり一般的なもの、新しく何らかのウイルスによって流行するインフルエンザがあります。初めに、普通、例年通りのインフルエンザ対策について考えていると思いますので、そのことについてお答をよろしくお願いいたします。

新しい新型インフルエンザについては、再質問のところでいたしたいと思います。

それでは、本日はこの3点ですが、一般質問をこれで終わります。再質問につきましては自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。一般質問も3日目になりまして、きょう4名の質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、16番、田中真理子議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の監査事務局専任の設置に関する御質問にお答えをいたします。

昨日の山村議員の御質問にもお答えしたところでございますけれども、監査事務局を議会事務局から分離させて、新たに監査事務局と選挙管理委員会事務局を併設する考えであります。

なお、監査事務局の業務につきましては、毎年度、監査計画に基づいて監査を実施しております。具体的には、月例出納検査を毎月25日に実施し、これに伴う現金実査については、定例会の前月に行っておるところであります。平成19年度で見ますと、定期監査は平成19年10月から20年3月にかけて実施をしており、行政監査は11月1日、財政援助団体等に対する監査は平成19年8月と10月に行っております。

また、決算監査につきましては、7月30日から8月21日までの間に実施しております。このほか、住民監査請求に対する審査、勧告等の業務がございます。

次に、設置に関する質問にお答えをいたします。

今期定例会におきまして、由布市職員定数条例の改正を提案いたしているところでございます。現在の議会事務局から監査事務局を独立させまして、新たに監査事務局と選挙管理委員会事務局を併設し、両委員会の事務局長を兼任させ、3名体制で行うとする中で、監査機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、実施時期につきましては、今定例会で御決定をいただき、来年1月1日からの施行を考えております。

次に、2点目の特定健診、特定保健指導の状況に関する御質問にお答えをいたします。

特定検診の国民健康保険加入者の受診者は、9月末の時点では2,691人、受診率42.0%であります。18年度が45.2%、19年度は45.9%でありましたので、受診率では9月末では昨年度と比較して減少していると思います。

次に、メタボリックシンドロームの該当者数につきましては、受診者2,691人に対し、該当者数は575人であり、受診者の2割を占めております。

なお、保健指導の状況につきましては、昨日の淵野議員と同趣旨の御質問でありますので、簡潔に申し上げますと、従来の健康づくりは、病気にならないための知識や技術を提供し、後は個人の努力での問題であるとしてきたところではありますが、健康は周りの環境に大きく影響されるものであるために、健康づくりを進めやすい支援環境をみんなで作っていくことが大切であり、由布市が行っている健康教室などへ、対象者には積極的に参加するように働きかけてまいりたいと思っております。

また、医療機関での検診との違いにつきましては、医療機関の個別検診と地域の集団検診を受診した場合の保健指導のかかわりには特に違いはございません。

現時点での市の保健師は国民健康保険加入者の集団検診の保健指導を実施しておりますが、今後は、医療機関の個別検診受診者の保健指導対象者にも通知を行い、保健指導を行う予定をしております。

次に、3点目のインフルエンザ予防対策についてでございますが、由布市はインフルエンザ予防対策として、毎年、65歳以上の高齢者に対し接種費用2,900円のうち1,900円を助成をし、多くの高齢者が接種することにより、インフルエンザ発生と蔓延の防止に努めているところであります。

今年度のインフルエンザの特徴につきましては、まだ発生が確認できていませんけれども、県内の発生状況につきましては、大分県の感染症発生動向調査情報や、由布市の感染症集計報告で最新情報を把握しながら、学校や幼稚園、介護施設や保育所等にもインフルエンザに関する情報をお知らせし、また、市民にも予防対策を市報等で周知を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） ありがとうございます。それでは、1問目の監査事務局の設置についてお伺いをいたします。

事務局は庄内庁舎になるのでしょうか。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） お答えいたします。

現在のところ、一応選挙管理委員会と併設と考えておりますので、庄内庁舎の3階を、現時点では予定をいたしております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） 局長のみが選管を兼ねて、あとの2名は、1名は臨時職になると思うんですが、じゃ、その体制すべてでどういう人員配置になるんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） お答えをいたします。

現在では、事務局長、管理職1名と選挙管理委員会、監査事務局1名の職員、臨時を考えておりませんで、正規職員3名、管理職を除いて3名の……

○議員（16番 田中真理子君） もう一回よく言って。

○総務課長（工藤 浩二君） 大変失礼しました。管理職、選挙管理委員会事務局長と監査事務局長兼任1名です。それと、職員3名を予定をいたしております。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） じゃ、すべてで4名ということでもいいんですかね。いいんですね。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） そういうことでございます。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） 3名やったり、2名やったり、いろいろしますので、その辺はきちっとして体制を整えていただきたいなと思います。

それと、今35日間の業務で行われているということなんですが、いろんな意味でこれ以上、大体が35日間でするようになっていっているんですかね。その都度いろんな問題が出てくればすると思うんですが、今は財務監査が主で、行政監査のほうはどうなってるんですか。行政監査のほうは、必要があると認められたときに行う。でも、これは、この例規集の中にうたわれておりますので、随時監査、定期監査、その他すべて行うと思うんですが、その35日間で今全体が行えるんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 監査事務局長。

○監査事務局長（野上 安一君） 監査事務局長の野上です。現在の配置されている人員で対応は可能だというふうに把握しております。

以上でございます。

○議員（16番 田中真理子君） 35日でいいんですか。

○監査事務局長（野上 安一君） 通算しては35日でございますけど、それが連続して35日間という意味じゃなくて、1カ月に何日かです。それから定例監査のときは集中する可能性もありますけど、一応おおむねその日数という形をとっております。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） 非常にこの監査は重要な立場にあると思います。で、その監査を通じて、やっぱり由布市の行政がうまくいっているかどうかという判断になるので、きちっとしたこういう体制になるのであれば、やはりそれを執行するための人員が多いからとか、少ないからとかではないんですが、やはりきちっとした指導をしていかないと、それでなくても、やはり予算に今目いっぱいですよ。だけど、そういっても280何億円の予算を執行していますので、やはりきちっとした監査体制をとっていただきたいなと思います。

で、その辺についてどうなんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員、佐藤です。昨日も議員さんのほうからの質問で、人数についてはという御質問がございましたが、私は、それは申し上げられませんでした。といいますのも、現在、市が行われております行財政改革の中で、職員の減数ですか、そういうことも計画されておる中でございまして、監査の中でもそのことは要望もしておることでございまして、そういう御答弁をさせていただきました。

で、日数的にどうなのかということでございますが、今後、行政に課せられたいろいろなことが多く出てくるのではないかと予想されます。それにこたえるだけの体制ができてないと、監査委員が法令、条例を全部精査できるわけではございませんので、専任の職員にその辺のところをやっていただくということが重要かと思っております。

日数的には、今後その行政監査あるいは、ほかの財政援助団体、そういう監査、また、随時監査、住民監査請求における監査、そういうことが多くなってくれば、どうしても日数はかかるのは確かでございます。できるだけ短時間で効率よく監査も実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） まあ、これはその財政の内容とか金額とかじゃなくて、一番重要なところにその監査の業務はあると思います。で、それによって、やはり正しい由布市のこういった政治の方向が決まるのではないかと思いますので、今回その充実をするというふうになれば、やはりその点を十分に生かしてほしいなと思っております。

その監査の内容については、財務監査と行政監査があるんですが、行政監査というのは必要があるときだけとありますが、最終的には、やはりどういう方向でその予算執行がなされているかということは、行政の政治がどのように行われているかということと非常に密接な関係があると思うんです。

で、例月監査、それから定期監査をするときに、恐らくそういったところまでちゃんと指摘をしなければならないと思いますので、今、そういうようなあれがとられているんですか。ことしの19年度のその意見書の中の最後のほうに、結びの中で書いてありましたが、自主財源を安定的に確保していくことが不可欠であるというふうにも書かれております。で、そういった面について、やはり書くだけではなくて、それぞれの担当の部課長にはきちっとした今指導をしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） 質問にお答えいたします。

今、監査委員のほうから市長、副市長、それから総務部長、3名報告を受けました。で、特に収納対策等につきましては、いろんな個別の点での指摘事項をいただいております。関係各課のほうに伝達しているところでございます。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） だんだん逼迫した財政になってきておりますので、やはり今後非常に重要な部門ではないかと思えます。その点にきちっとした判断というか、批評をなさって、次の年の運営に生かしていただきたいと思えます。

それでは、次の2点目に移りますが、この特定健診、保健指導なんですが、今回医療機関で受ける人と、それから保健センターで受ける人と両方あったと思えます。で、保健センターのほうで受けた人に対しましては、その後の個別検診、それから動機づけ支援、それから積極的支援等移っていきえると思うんですが、一番医療機関で受けた人の保健指導が気にかかります。で、お医者で受けた人は、最低血圧が高いとか、体重オーバーというところに関しては、薬や体重の減少の調査をして先生から指導を受けるんですが、それ以外については、余り先生のほうからは受けておりません。ということは、血圧を下げるにしても何を下げるにしても、薬をやはりもらうので、またそこで費用がかかってきます。で、その辺についてどうなんでしょうか。医療機関にかかっている人の分についての指導というのは、どういうふうになっておりますか。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） 健康増進課長でございます。お答をいたします。

先ほど、市長の答弁にもございましたように、個別で医療機関で受けられた方の指導につきましては、現在まだ指導のほうはやってございません。データがまだ返ってきてない部分がござい

ます。

それで、年を明けてから医療機関で受けられた人たちに通知をしまして、一般の指導だけは行うということの計画をしているところでございます。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） この特定健診が何のために行われるのかと考えたときに、やはり医療費をなるべく上げないという目的が1つあると思うんです。医療費の抑制ということがありますので、できるだけ市の健康診断を受けたほうがいいのかなどは思いますが、医療機関で受けると必ず投薬の部分が出てきます。で、投薬をするということは、半分はもう薬で治る。それによって次の段階をどうするかということになってくると思うんです。そうしますと、それでは余り意味がないような気がしております。

で、その部分をやはりどうするかというと、一応医療機関からも検診結果を自分たちに送られてくるんですが、それを見て今後どうするかというのをやはりきちっと位置づけをしないと、やはり病院に頼ったり、薬に頼ったりして、医療費が上がる。そうすると、全体に響くんじゃないかなと思うんですね。

で、今こっちでそういった健康診断を受けているのは、月ごとに何名ずつとかを指導してるんでしょうか。例えば、6月から9月の間に受けるんですけど、6月に受けた人、それから7月に受けた人とかで対象なんですけど、でも、9月までで一遍締めて、それからの指導になってるんですかね。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） お答えします。

6月に受けた方は翌月にデータが返ってきますので、そういう方で月ごとといいますか、データが返ってきた人たちに順次そういった指導を行っているところでございます。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） 結構その人たちは、皆さん来ていますか。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） ちょっと今はデータは持ってないんですが、なかなか参加率といますか、指導率が低いというふうに聞いてございます。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） やはりかなりのお金をかけてしてますので、検診をしたら、その後のやはり予防といますか、対処をしないと、幾らいい計画を立てても、やはり病気になって医療に頼るようでは悪いと思いますので、その辺は今後指導していく必要があるんじゃないかなと思います。

で、基本健診との従来との比較をしてみますと、やはりまだ今回少しパーセンテージが低いようですので、さらにこれを上げていかなきゃならないと思うんですが、でないで、平成24年度になったときに、その支援金に影響があるということですよ。今受けているこの検診を受診率を上げていかないと、さらに24年度からは影響があるということなので、これを住民の基本健診でここで受けている方については、かなり把握ができると思いますが、やはり医療機関にかかっている人たちをどうするかというのが一番問題になってくるんじゃないかなと思うんです。そのあたりの、例えば、こういう結果をもらっても、じゃあこちらでしてるほうの検診に来てくれますかという案内は来ないんですかね。例えば、私が私なりに悪いところもあるんですが、それに対して病院だけの治療を受けて、今言うように、こちらの市のほうでしているそういったあれには、市でした人しかかかってこないんですかね、その辺を。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） お答えいたします。

市で検診した人たちはデータが返ってきますが、個別に個人で医療機関で診断された方の分については、市のほうにデータは返ってきません。返ってきません。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） 受けた人数は返ってくるんですよ。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） いえ、個人で受けられた方です。個人といいますと、集団健診とか個別健診で医療機関で受けられた方のデータは返ってきますけども、個人負担ですべての健康診断を受けられた方の、本当の個人の方のデータといいますか、その部分は市には返ってきません。

○議員（16番 田中真理子君） 1,000円払うんですか、健康診断を受けるのに。市内は1,000円払うんですよ。払って健康診断を受けて通知をもらうんですよ。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） ちょっと御質問の内容が把握できておりませんが、今、御質問は、個別といいますか、個別診断は医療機関で個別で受診という御質問でございましょうか。その分につきましては、当然市の健康診断の中に入ってきますので、データはこちらのほうに返ってきます。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君——健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（立川 照夫君） ちょっと説明をさせていただきます。

市の健診につきましては、それぞれ皆さんに言われる保健施設なりですとか、地区の公民館でする集団健診と、市内のお医者さんでする個別健診、両方できます。

で、そのデータは両方返ってくるんですが、今返ってきているのは集団で、それぞれ皆さんが

個人ごとに地域でやった分だけのデータが返ってきているわけですね。今後、病院でやった分については1月になったら返ってくるから、今までと同じような保健師が指導するということがございます。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） じゃ、例えば、今、私は成松で受けましたと。そうすると、私のは1月の後じゃないと、市には返ってこないということですね。

そうすると、さっきの2,691人ですか、受診した人がおりますが、その人たちは市を中心とした人がということになるんですか。私たちは入ってないということなんですね。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） そうですね、あくまでも市で受けたといいますか、集団健診での受診の9月末現在の42%という数字でございます。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） そうしますと、全体から少しパーセンテージは上がるというふうに考えてもよろしいですね。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） そうでございます。全体から見ると、まだまだ受診もしておりますし、集団健診につきましては9月末現在で終了してございます。そして、11月に未受診者の通知をしまして、受診をしたところでございます。その数字にはまだ、先ほど市長が答えました答弁書の42%といったその数値とかいうのには加味をされておられません。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） じゃ、まあちょっと途中経過と考えてよろしいですね。わかりました。

私もそうですが、なるべく生涯健康で終わりたいと思っておりますので、特別、血圧とかいうのはなかなか下がらないので、この薬はもう一生、飲み始めたら最後まで飲まなきゃいけないんですが、それ以外の予防で、やはりきく部分はお互いが健康に気をつけてそれをやっつけていかないと悪いのではないかなと思います。

今始りましたこの特定健診と、この保健指導は、まだなかなか内容が徹底していないような気がしますので、これからのことになるかと思えます。で、今のようなことがあるのであれば、できるだけ多くの人に受けて、健康でやっぱり過ごしてほしいなと思っております。

それから、次のインフルエンザにいきますが、このインフルエンザですが、今のところ——でも、徐々に普通のインフルエンザといいますか、病院に行きますと早目の予防をお願いしますということ言われております。で、例年になく早い勢いでこのインフルエンザが流行しているよ

うな気がいたします。

で、いつものインフルエンザであればそれなりの注射をしたりして予防ができておりますが、今新しくH5N1というインフルエンザがここ再三、1週間の間に2回も、3回もテレビで放映されておりますので、皆さんお気づきかと思えます。で、このH5N1というのは非常に強いインフルエンザのような気がします。で、県費でも、この新型インフルエンザ対策として2,100万円今度計上しております、18の医療機関ではそれぞれ、これは看護婦さんとか、先生だと思えますけど、マスクとかゴーグルとか防衛具を導入する費用に2,100万円計上したということなんです。

それで、由布市としましても今どれくらいこれが皆さんの中で進んでいるんでしょうか。ある団体ではこれを勉強したとかということも聞きましたが、余り早目に広めて危機感をあおるということも悪いと思えますけど、今のこの最新型のインフルエンザは、かなりのあれがあるんですが、今どのようなところ辺まで対応しておりますでしょうか。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） お答えをいたします。

この新型インフルエンザにつきましては、世界的に流行といたしますか、東南アジア方面の部分について人間がかかったということの報道をされているところでございます。

これにつきましては、水鳥が鶏に感染をしまして、そして、鶏から人に、人から人へとうつっていく新型インフルという名前をつけてございます。その死亡患者につきましては、報道でありますけれども、世界的に260人とか、300人とか言われているものでございます。

現在、由布市の取り組みとしましては、県の指導、また、中部保健所の指導を仰ぎながら、新型インフルエンザの行動計画を由布市としましても策定をしまして、そしてまた、地域保健委員会が由布市にございますが、その中の感染症の小委員会がございますが、そういった地域保健委員会の医師と連携をしながら、今、新型インフルの対応について協議を進めているところでございます。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） これは潜伏期間が3日間ぐらいあるみたいですね。で、中にはやはり死亡に至るといふ非常に割と毒性が強いインフルエンザのような気がします。

で、そのためには、やはりある程度備蓄とかいろんなことをしておかなきゃならないと思うんですが、そのために、何か計画とか、そういうものもまだ進んではおりませんか。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） お答えをいたします。

新型インフルの多少の備蓄につきましては、9月の補正で40万円か50万円の補正を、この

対応ということで補正をさせていただきました。その中身につきましては、発生時の防護マスク、防護服——それは現地に赴いていく職員用としまして補正をいただいているところで、まだ備品については購入はしてございません。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） テレビとかの報道で、先にいろんな情報が流れておりますので、それを見て皆さん大変だなと、すごいなと思って見ていると思うんですけど、そういうときに、やはり早目早目の対応をしていかないと、もし——もしですよ、もし、そういうことになったときには非常に大きな被害が出てくると思います。

それで、きのうもテレビ、皆さん、たくさんの人が見てると思うんですが、そういうことにもしなった場合には、すぐ病院に行くんじゃなくて、保健所のほうに連絡をして、それから準備をしたほうがいいというようなことだったんですね。すぐ病院に行ってまき散らかすというよりも、家でそのためにどういうふうにしたらいいですかとかいうようなことを聞いて、それから動くほうがいいということをお願いしたんですが、まず、最初のその早急的な応急措置ですか、それが一番こういったときには大事になってくると思うんですが、その点についても、もし、こういうことになった場合は、ここに御連絡くださいとかいうような、そういうのをしてるんですかね。まだその段階ではないということでしょうか。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） これは発熱外来の部分でございまして、高熱が出るということをお願いしていますが、これが本当の新型インフルなのか、今現在はやっているインフルなのか、その判断がなかなかドクター側もつかないと。判断がつかないということの感染症小委員会の中で言われております。

それで、県としましては、保健所としましては、発熱外来をどうするかということの今検討を行って、その発熱外来の圏域指定です。県なら県病とか、そういった発熱外来の病院の指定を、現在指定検討を行っているということをお願いいたします。

それで、由布市におきましては、挾間に医大がございまして、医大を発熱外来の緊急指定にしますと、今度は医大側の先生が今度は各病院のほうの派遣といいますか、全国的にこれがはやった場合は医師不在になりますので、なかなか由布市としましては発熱外来の救急指定をどうするかとかいった部分は、また今後の検討課題が残っているし、また、16日でしたか、この新型インフルにつきましては説明会があると、16日に大分県の説明会があるというふうになっております。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） わかりました。余りあおる必要もないと思うんですが、まず、

こういうことになったときには、すぐ対処ができるようにはやはりしておくべきではないかなと思います。鳥インフルエンザがこういうふうにして突然変異を起こして人から人へ行くということをやはり——インドネシアですか、そういうところではもう既に132人感染して、112人が死亡とか、そういうふうにやっばしいろいろ出ておりますので、その対処はしておく必要があるのではないかなと思います。

それと、湿度が高いと割と家族の感染も60%ぐらいで抑えられるということですので、そういった知識的に皆さんが知っていたほうが良いと思うようなことは、やはり市報などを通じて知らせておくべきではないかなと思います。きのう最後のほうに、テレビであった東国原知事が出ておりました。危機管理意識は先手先手をいかないと悪いということで、地方自治体にその権限を与えてもらいたいというようなことで言うておりましたが、やはりいつ、今こういう気温の中で、どういう状況でそれが発生していくかわかりませんので、やはり早目早目の処置をとるのが一番いいかと思っておりますので、適当なときに、適当な情報を皆さんに伝えるということも大事ではないかなと思います。

で、その予防としましては、うがいとか、指1本ずつ洗うとか、手首まで洗うとか、いろんな予防がありますので、小、中学校を対象、それから幼稚園、保育所、そういったところには、ことしてはそれを皆さんで進める、やっぱりそういった指導も大事じゃないかなと思いますので、そういうところに注意を置いてしていただきたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） 今の御質問でございますけども、インフルエンザにつきましては、今月、11月号の市報にもこうして載せてございますし、12月に自治委員文書がございますが、せきエチケットといったこの両面刷り、これはせきに気をつけましょうとか、手洗いしましょうとか、こういったチラシですね。

それで、裏には新型インフルエンザ発生前に準備をすることといったことのチラシを、今月の自治委員配布文書の中に折り込んで、市民の皆さんに啓発をしようということの今計画をしております。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） ありがとうございます。やはり早目早目の処置をすることが大きな被害にならなくて済むのではないかなと思います。それで、いろんな対策を立てていただいていると思って安心しております。

それでは、今回は少し二、三質問も重なりましたし、また、さらに改めて再質問もさせていただきました。で、これからこういうような気候ですので、いつ、どういような風邪、それから病気がはやるかわかりません。その点にも十分注意していただきたいなと思っております。

それでは、これで私の一般質問を終わります。

○議長（三重野精二君） 以上で、16番、田中真理子君の一般質問を終わります。

.....

○議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時ちょうどといたします。

午前10時49分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

さきの答弁におきまして、執行部より修正の申し出が出ておりますので、これを許可いたします。総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 総務課長でございます。先ほどの16番、田中真理子議員の質問に対しまして、市長答弁に対する私の答弁に食い違いがありましたので、修正をさせていただきます。

1月1日から発足を予定をいたしております監査事務局と選挙管理事務局につきましては、事務局長を加え3名体制ということで1月から臨みたいということでございます。

以上、修正いたして、おわび申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（三重野精二君） 次に、12番、藤柴厚才君の質問を許します。12番、藤柴厚才君。

○議員（12番 藤柴 厚才君） ただいま議長の許可を得ましたので、12番、藤柴です。ただいまから一般質問を行います。

まず初めに、アメリカのサブプライムローンに端を発しまして、円高、株安、そして100年に1度と言われるほどの世界金融危機が今起きております。その影響をもろに受けて日本経済は急激に悪化の一途をたどっており、企業においては、毎日のように報道されておるよう、非正規雇用社員の契約解除並びに就職内定者の取り消し等々の大きな、今、社会問題に発展をいたしております。また、社会保障の面においても、後期高齢者医療制度、消えた年金、消された年金等々、私たちを取り巻く生活不安は、さらに増大している昨今でございます。

このような国内の情勢を踏まえて、本来の私の質問に入らせていただきます。

今回は、大きく分けまして3項目について、通告の順に従いまして質問を行いたいと思います。どうか、執行部におかれましては前向きな、明快な私の意図する回答をよろしくお願い申し上げます。

まず、大きな1項目であります。過疎地域自立促進計画及び辺地にかかわる整備計画について伺いをいたします。

過疎自立支援特別措置法が平成21年度末、また、辺地にかかわる公共的施設の総合整備のた

めの特別措置法が22年度末までで期限切れとなります。これまでの事業の取り組みについて、以下、4点についてお伺いをいたします。

まず、1点目、農業振興の中の経営近代化施設の事業実施の進捗状況は、今現在どのようになっているのか、お知らせください。

2つ目、交通体系、通信体系の整備の現在までの進捗状況と今後の見通しはどうか、お示しを願いたい。

次に、3点目、期間を先ほど言いましたように21年度末、22年度末にそれぞれ期限切れ、時限立法で一応期限が切れるわけですが、その後の積み残し、計画どおりいってればいいですが、恐らく大分遅延して事業が来ておると思います。その遅延した事業について、今後由布市としてはどのようにその財源を含めて計画的にやっていくのか、お知らせください。

4点目、ちなみに、過疎債並びに辺地債は、財政規模の少ない由布市においては、大変事業をする上において有利な有利起債であります。もっともっと今、由布市のこの財政状況は非常に厳しいものがあるわけがございますけれども、この本来の過疎計画、過疎あるいはまた辺地、この意味合いを十分に理解をしていただいて、やっぱり過疎は70%の交付税措置がされますし、辺地においては80%の交付税措置がされるわけですから、これをどんどんやはり苦しい中でも私は活用していくべきだと、このように思いますが、その見解をお示しください。

次に、大きく2項目目は、由布市内、いわゆる庄内地域を特に示して今回質問するんですけども、庄内地域に点在する遊休施設、公有財産の有効活用について、3点ほどお伺いをいたします。なお、皆さん方のお手元に両面刷りで私なりの資料を配付をいたしておりますので、以下、説明する分については、裏面も参考にしながら、お聞きをしていただきたいと、このように思います。

まず、小さな1点目ですが、公有財産管理委員会の開催はどのようなときに行われているのか、お聞かせください。

次に、2点目、この2点目につきましては、私は3年前にも、合併して当初、このことについて同趣旨の質問をいたしました。そして、私は今回またやるわけですから、それなりの私は質問をしていきたいと思っておりますので、どうか、明快な、方向性のある御答弁をお願いをしたい。庄内中学校寄宿舎（庄和寮）の有効活用については、先ほど言いましたように、同趣旨の質問を3年前しました。そのときの答弁では、寮計画を模索する中、対費用効果を精査し、そしてまた、耐震強度等々も検討しながら、今後の活用方法は前向きに検討していくという明快な答弁をいただいております。その後の進捗状況について、お伺いをいたします。

それから、3点目、庄内地域の農産物加工センター、いわゆる改善構造センター——もう一個の名前が——これは、平成4年に旧庄内町が、農業・農村活性化農業構造改善事業で補助金を

受けまして建設をいたしております。この農産物加工センターは、前回、かぐらぢゃやが指定管理にするとき、この施設とセットで指定管理という話をしましたけども、かぐらぢゃやを受けられる代表者の方が、この加工センターをセットでは運営ができないということで、切り離してかぐらぢゃやだけで指定管理をした施設であります。その後、由布市の直営でということ話を聞いておりますが、これも私が毎日のほどあそこを通るわけですけども、ほとんど使われていない。もったいない話です。皆さん、写真を見てください。今後どのように由布市の直営としてやっていくのか、その筋道を教えてください。

次に、大きく3項目目でございます。これも庄内地域にあるほのぼのの工芸館、通称あの周辺をみことピアといいます。この利用状況について質問を3点ほどします。これも私は庄内町時代の、もう6年ぐらい前ですか、これも質問しました。そういうことを含めて、3点ほど質問をいたしたいと思います。

まず、1点目です。ほのぼのの工芸館の現在までの年度別あるいはまた月別でも結構です、利用状況の推移をお示してください。どのようになっているのか。

2つ目、この施設は指定管理の対象となっている施設でもあります。そしてまた、ほのぼのの温泉との総合的な管理対象となっておるんですけども、そういう面も含めて今後この利用度の結果でどのように、これを指定管理の方向にいつごろまで持っていこうと考えているのか。1回は公募をしたけども、これも工芸館とほのぼのの温泉のセットでは——ほのぼのの温泉では収益があるけれども、工芸館は収益がないので、これも指定管理の公募が一部あったと聞いてますけども、これはなされてない。現状は直営でやっておるということであります。そのことについて、今度どのようにするのか、お聞きをしたい。

それから、このほのぼのの工芸館に隣接して、別の建物に置いてある資料を見てください。健康増進のために購入した健康器具、これが私も実際に現地調査を行いました。十五、六台立派な器械があります。恐らく300万円か、400万円かけて、何の事業か知りませんが買って、あつこに、倉庫に眠っております。こんな立派な器具を、先ほど来同僚議員も、きのうも言われましてけども、メタボのあれには、そういう運動が一番いいんだというお話を聞きました。こういうのを放置しちゃって、ただただ健診をどうか、さっき話が出てましたけども、そういう話だけで前には一向も進んでおりません。やはり検診も大事ですけど、そういう結果が出ておるんですから、有効に使うような手だてを示してほしい、このように思います。

以上、大きく分けて3項目質問いたしました。どうか、私の意図する御回答をよろしくお願ひ申し上げます。再質問はこの席でさせていただきます。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、12番、藤柴議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の過疎地域自立促進計画及び辺地に係る整備計画について、まずお答えをいたします。

過疎に関しましては、過疎地域における人口減少の防止と国土の均衡ある発展を実現するために、昭和45年に初の過疎対策法となる「過疎地域対策緊急措置法」が制定をされまして、その後も10年ごとの時限立法として、指定要件や重点施策を見直しながら現在に至っているところであります。過疎地域の基礎的生活機能の維持に大きな役割をこれまで果たしてまいりました。

しかし、近年高齢化の進展や農林業の急速な衰退、また、それに伴う集落機能の低下、森林や農地の荒廃など過疎問題がさらに深刻化しておりまして、加えて、都市部も含めて日本の総人口が減少局面に突入をしております。

現行法の過疎地域自立促進特別措置法は、平成12年に制定されまして、21年、来年の3月をもって失効いたします。由布市では、17年10月1日から22年3月31日を計画期間として促進計画を樹立し、事業実施をいたしているところでございます。現行法が21年度末、ですから、再来年ですね。21年度末をもって失効することから、現在、大分県では市町村振興課を中心に、各自治体の過疎対策課長とで新たな立法措置に向けた研究会を設置いたしまして、検討を重ねているところであります。今後、九州ブロックによる中央要請、全国連名での要請活動等により、新たな立法措置に向け最大限の努力を傾注してまいりたいと考えております。

また、これまでの過疎対策法では、指定区域を市町村区域としておりますが、昨今の市町村合併によりまして枠組みは大きく変わりがちで、みなし過疎や一部過疎となっているところが数多く見られます。由布市におきましても、全域では過疎対象とはならず、庄内地域全域が一部過疎となっております。

新たな法制化に向けても市町村単位にとらわれずに、少なくとも現行法で指定されている地域については、引き続き指定が受けられるよう強く要請してまいりたいと考えております。議会の皆様方にも新過疎法の制定に向けてもよろしくお願い申し上げます。

なお、辺地に係る計画につきましては、計画年度で実施できないものは再度見直しの上、計画策定をしてまいりたいと思います。

事業の具体的な進捗状況につきましては、担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

次に、2点目の市所有の遊休施設、公有財産の有効活用に関する御質問にお答えします。

御質問の公有財産管理委員会は、地方財政法第8条の規定に基づきまして、由布市の公有財産である不動産の管理及び処分や有効利用計画等の調整を行い、公有財産の円滑な運営を図るために、平成18年2月1日に設置をいたしました。副市長を委員長といたしまして13名の委員で構成され、会議は定期的には開催するのではなく、随時、必要に応じて開催をしております。行財政改革大綱の財政健全化に伴う収入確保対策のため、特に市有遊休地の処分について審議を行

っているところであります。

ちなみに、開催回数は、平成17年度は1回、平成18年度に7回、平成19年度には3回、平成20年度には現在まで2回開催をしております。

次に、庄内地域の農産物加工センターの使用方法について、お答えをいたします。

由布市庄内農産加工センターは、営農集団の担い手育成など、地域農業、農村の活性化を目的として、平成4年に設置をされております。

加工センターの所管は農政課であります。使用者の利便性等を考慮して使用申請の受け付けやかぎの管理は、現在庄内地域振興課で行っております。使用状況につきましては、平成19年9月より、挾間町のみそ加工グループがみその加工、製造を行っております。みその仕込みには4日ほどが必要で、その作業を2週間ごとに行っておりまして、仕込みが終わると、8カ月ほど貯蔵室で発酵、熟成させて出荷をしているところであります。

その他の加工所の使用につきましては、加工所に設置された製粉機によるそば粉の加工や、神楽祭などのイベントのときの惣菜などの加工品づくりに地域の方が使用をしているところであります。また、本年行われました国体開催時には、おもてなしの「だんご汁」づくりにも使用されております。

また、併設されております簡易加工所は、高齢者の生きがい対策の施設として設置されまして、現在は、主にトウガラシの加工品の製造に使用されており、毎年、8月から12月にかけて作業が行われております。

次に、庄内原の職業訓練校跡の活用について、お答えをいたします。

この施設は、庄内町が昭和38年に知的障がい者の授産施設として、庄内町庄内原に木造平屋建てで建築をいたしまして、みその加工、製造などに使用されておりました。その後、昭和48年に大分県認定大分郡高等職業訓練校と建物及び土地の使用賃貸契約を締結いたしまして、職業訓練校施設として使用されてきましたが、認定職業訓練の廃止によりまして、平成18年3月3日付で使用賃貸契約を解約し、その後、使用者のない状況で今日に至っております。

今後の活用等につきましては、地域住民の意見なども伺いながら、有効活用に向けて検討してまいりたいと思います。

なお、御質問の庄内中学校の寄宿舎は学校財産でありますので、後ほど教育長から答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

次に、3点目のほのぼの工芸館の利用状況についての御質問に、お答えをいたします。

現在までの年度別の利用状況につきましては、平成15年度が4,006人、平成16年度は2,977名、17年度が4,700人、18年度は5,735人、19年度は5,603人の方が利用しておりまして、合併前に比べてわずかではあります。増加をしているところであります。

ちなみに、19年度の利用状況について申し上げますと、年間延べ利用日数は462日、利用者数は先ほど述べましたように5,603人であります。その主なものは、子育てサークルで134日、延べ1,563人、押し花教室22日、82名、神楽面・木工教室131日、220人、陶芸教室63日、251名、その他教室外利用者が108日で3,455人という状況でございます。

次に、ほのぼの温泉館と工芸館の利用促進に関する御質問にお答えをいたします。

ほのぼの温泉館、ほのぼの工芸館、ほのぼの高齢者館の3施設を一体として、平成18年4月から5月にかけて指定管理者の募集を行いました。その結果、4月27日の現場説明会には5名の出席がございましたが、結局応募はありませんでした。そのため、現状では管理を希望する団体がないということで、指定管理者の指定に関する事務処理要綱に基づき、現在、直営で市が管理を行っているところであります。応募がなかった主な要因といたしましては、当施設が全体的に収益性が低くリスクが大きいと判断されたものと思われま。

今後の方針といたしましては、再公募や由布市社会福祉協議会を任意指定団体として管理していただくことも考えられますが、全体的に収益性の低い施設であることから、管理条件等の見直し、検討が必要ではないかと考えております。

また、今後の工芸館の利用促進に当たっては、現在押し花教室等4教室が利用しておりますが、さらに新しい教室と利用者がふえるよう、市報で市民に利用を呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、ほのぼの工芸館の健康器具等に関する御質問にお答えをいたします。

備えつけのマグネット自転車、エアロバイク等の健康増進用の器具の利用状況でございますが、本年4月から10月までの利用者数は186人となっております。1月に平均27名の方が利用しておりますが、確かに議員御指摘のように利用度が低いと思われま。その要因として、健康器具の使用法や注意事項等はすぐにわかるようには表記はしておりますけれども、インストラクターが不在で的確な指導やトレーニングができないことや、高齢者館そのものが高齢者の寝たきり防止のための機能回復、健康増進を目的に設置された施設でありますために、高齢者の施設というイメージが強いことや、周知不足が考えられます。

これからの対策として、同敷地内にほのぼのプラザも隣接しておりますことから、由布市社会福祉協議会とも協議をし、少しでも利用の向上を図りたいと考えておるところであります。

私からは以上であります。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 藤柴議員の御質問にお答えをいたします。

庄内中学校寄宿舎（庄和寮）につきましては、現在教育委員会の管理下にあります施設ですの

で、私のほうから答えさせていただきます。

庄和寮の活用方法の検討はされているかということでございますが、この寄宿舎につきましては、その利用方法等の検討を重ねてきたわけですが、老朽化が激しく、もう御承知のように、再利用するためには耐震補強や改修が必要でありますので、現在は倉庫として使用しているところ
です。

議員御案内のように、本年6月に文科省より「公立学校施設の財産処分手続きの更なる弾力化」についての改正通知がありまして、財産処分の免除要件が拡大されました。これまでの「同一地方公共団体内での転用、他の地方公共団体への無償譲渡・無償貸与、または学校法人・社会福祉法人への無償貸与」という要件が、「相手先を問わず転用、貸与、譲渡、取り壊し」をすることが可能となって、文部科学省への報告のみでよくなったということです。

そういう緩和を受けまして、今後、有効活用するための建物及び跡地の利活用について、関係各課と協議を重ねてまいりたいと考えています。3年前とほとんど変わってないという答弁になったことに対しては非常に残念な気持ちであります。途中では、下のキャンプ場の宿泊施設としてどうにか活用できないかとかいうことも検討した経緯はあります。

以上です。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） 総合政策課長でございます。藤柴議員の過疎地域自立促進計画の進捗状況について御説明をいたします。

経営近代化施設、農業振興の進捗状況であります。まず、水路につきましては、16路線中8路線が実施済みで、1路線が本年度から来年度にかけて実施予定でございます。未施工箇所については、実施に当たっては事業費も少額であり、単費で対応を予定をいたしております。

ため池の2カ所につきましては、県事業でございますが、未実施です。

経営近代化施設に関しましては、ほとんどの事業が継続をして実施をしておりますが、家畜排泄物堆肥化施設の建設につきましては、現段階では未定でございます。

次に、交通体系の整備の進捗状況でございますが、市道につきましては18路線計画しておりまして、6路線が完了いたしております。6路線が現在継続中で、計画期間内に完了予定でございます。未実施路線につきましては、市長が答弁をいたしましたように、過疎対策法の継続を最大の前条件に考えております。仮に失効するような状況が起きますれば、合併特例債等の活用も検討する必要があるかというふうに考えております。

なお、財源として過疎債を充当いたしておりますのは、市道が11路線、国営の農道整備負担金、林道の舗装整備、救助工作車整備の14件で、3億80万円の起債額というふうになっております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 藤柴厚才君。

○議員（12番 藤柴 厚才君） それでは、再質問させていただきます。

総合政策課長から今、回答がありましたけども、過疎計画と辺地債このことについて再質問しますが、この計画書を見ると事業がかなりおくれかけてきている。要するに、計画は計画だから、実施計画じゃなくて計画だと。それで、まあ期限がよいよもう満了が近くなっておるということで、先ほど、もし切れた場合は、どうしても切れた場合は、合併特例債でも充当して事業を継続していきたいという今、御答弁があったかと思えます。

したがって、やはり地域住民は、この計画書を見て、ああ、いつごろ道路ができるんだな、いつごろ水路ができるんだな、いつごろこういう事業ができるんだなという、そのことを楽しみに、やはり日常生活を、私は、インフラ整備あるいはまたライフのいろんな面においてやっぱり期待が物すごく大きいと思うんですよ。だから、確かに過疎は庄内地域だけ限定ということですけど、やはりこの有利な、先ほど言ったように非常に有利な起債であるし、もう国も、そういうことで、あれしてくれるわけですから、これを先送り、先送りして、後に不安が残るようなやり方というのはいかがなものかなと思うんですね。それがまず1点目です。

もう1点目は、庄内地域だけ申し上げて申しわけありませんけど、庄内は過疎と。それで、それに辺地がかぶさっている部分があるんです。だから、当然70%、80%と。どっちかいうと、かぶっちゃう場合は辺地を使ったほうが非常に得をするわけですね、由布市としては。だから、そういうものについては、どっちを優先するのかですね。辺地の場合は、調査をしてみますと、挾間、湯布院も含めて市内15カ所、全部、15カ所を辺地に総合整備計画の中に入られております。だから、そういうところですよ。辺地のところの事業が、さっき説明はなかったんですけど、辺地あたりは相当な起債率がいいわけですから、だから、そういうやつを——例えば、簡易水道が汚い、とにかく利便性が、過疎よりもまだ辺地ちゅうことですから、やはり悪いちゅうことですから、これはやっぱりただ計画に乗せるだけじゃなくて、やはり行政としても、こういうのをやらんかいと、こういう起債があつて、整備せんと、要するに集落がなくなろうとしておる状況下の中で、やはりこういうのはどんどん進めて行ってほしいと思うんですけど、そこら辺の考え方はどうなんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） お答えをいたします。

まず、1点目の事業の進捗の件でございますが、これは過疎債、辺地債を適用して、事業実施が可能なものはできるだけ取り組んでいきたいというふうに考えておりますが、全体的な予算の問題もありますし、特に辺地につきましては、水道を初め地元負担が高額なものを伴うものもご

ございますので、地元の要望をまず最優先をしていきたいというふうに思っております。

それから、過疎か辺地かという適用のございましたが、現在、議員がおっしゃられましたように、由布市では15地区辺地では指定をしております。湯布院に3カ所、庄内に7カ所、挾間に5カ所の、合計15地区でございますが、庄内の地域につきましては、過疎が全域かぶっておりますので、できるだけ過疎債で対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 藤柴厚才君。

○議員（12番 藤柴 厚才君） もう1点、農業振興経営近代化施設のうちの、先ほど課長が言われましたように、畜産堆肥処理、いわゆる活用と。それで、その設備ですけど、これは、過疎計画を見ますと、まだ計画には上げているけど、実際は未実施ということですけど、これは金額を見ると3億円当初見ておるんですね。それで、これは17年に3億円組んでずっとこのまま。前回、私が一般質問で石油高騰に伴うそういう畜産農家に対しての助成は考えるかということで、今回、飼料の一部負担ということで補正で上げてますけど、そのときに堆肥のことも、あれは堆肥を完熟化して、そして、そういう畜産農家の所得は非常に今厳しいと。飼料も高いし。それで、今、有機栽培——有機ちゅうてもなかなか。ここに小野議員の有機栽培のプロがおりますけど、そういうふうに肥料も非常に高いと。要するに、野菜をつくっても、米をつくっても、昔は堆肥ばっかしでつくりよったですね。だから、完熟にすれば非常に扱いやすいし、また、農家も少しは、畜産農家もやっぱり所得が少しは得られるわけです。それを私が質問したら、そのときの回答はどうやったかちゅうたら、もう、そんなことは考えてないと。とにかく、わらをやれば、それとかえてやるからそういうのは必要ないんだと。考えてないと、もうそれで片づけちよるんですね。これだけ3億円の事業を当初17年度に組んで、その堆肥小屋をつくって完熟化して、その堆肥を有効活用しましょうと。自然にやさしい、土に戻そう、循環型の社会にしましょうと、そういう目的でやったのにもかかわらず、だから、今、畜産農家も最近聞いてますと、牛あたりも、もう本当メス牛で20万円、オスでいいやつで40万円、もう3分の2ぐらいに価格がずっと下がってるんですね。だから、もしそれがだめなら、早くもうこれ計画から落とせばいいんですよ。いつまで書いちゃって、期待をもたして、それで、もう期限が切れますと。そういうような計画ちゅうのは、私は本当無計画と思うんです。

だから、もうできないやつは、本当にやめるんなら検討して、もう下げる。ほかに使うと。そういうようなことをやっていただきたいと思うんですが、そこら辺、担当課長、だれか。だれでもいいです。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 農政課長です。

議員さんのおっしゃるとおりだというふうに理解をしておりますが、堆肥舎の建設につきましては、前回の議員さんの御質問の中でもお答をいたしておりますが、関係法律によって、牛が10島頭以上あるいは鶏で1,000羽以上の農家については、個人で施設をするように義務づけられております。

で、この施設については、この10年間で既に対象になっている農家については、実施が終わっております。で、この排泄物堆肥化施設計画については、現在のところ実施をする予定にいたしておりません。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 藤柴厚才君。

○議員（12番 藤柴 厚才君） 私が言ったやつを、一番最後のところが一番ひっかかるんですけど、実施がせんなら、もうこれは落としてください。それで、ほかにどんどん使ってください。3億円で、やっぱりトータルで最初新設するときには140億円か50億円して、庄内町いろんな過疎ですから、それ対象になっちゃうから国の援助があってやるんですけど、こんなの外してほかのところその予算を回す。例えば、道路にしても、小野屋櫟木線、この前ありましたね。議長のところですけど。それで、一部用地交渉じゃない、何かちょっとできないということで、減額3,500万円その事業費を落としましたですね。なら、その分はどこに持っていかということ。それは落としたから来年まで、次はもう待っとるんですよ、この計画はおくれてきちゃうから。だから、ほんならそれは次に充当するというようなことをどんどんやっていかんと、もう計画だけで計画倒れするようなことはだめと思います。

この前、私は一番感心したのは、いいなと思うたのは、あそこの別府、そこの北方ですか、あれもちょっと土地交渉がでんけん無理やけん、田代のほうに回す。こういうやり方をせんと、いつまでたってん、もう事業が停滞して。もうみんな待っとるんですよ、本当の話が。だから、これはやっぱり速やかに変更するなら変更、要らんのならもう廃止、本当に緊急に必要なものをつける。このメリハリのある事業計画をやってもらいたいと思うんですが、部長。

○議長（三重野精二君） 産業建設部長。

○産業建設部長（荻 孝良君） 産業建設部長でございます。今、藤柴議員が指摘された小野屋櫟木線については、今回組み替えをお願いしている分については、地権者の方が、もう御存じだと思いますが、大病されて緊急入院されたというようなことから、用地の買収契約をちょっと待ってくれというような要請がございまして、急遽その予算を、挟間の七蔵司工区及び時松地区の道路のほうに予算の組み替えを今回お願いしているものでございます。

したがいまして、私どもといたしましては、計画に沿った形となるだけ、せっかくいただいた予算については有効に活用してまいりたいというような姿勢で現在臨んでいるところでございま

す。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） 総合政策課長でございます。1つだけご理解をいただきたいのは、過疎自立の促進計画というものは、この起債の対象になる事業というものをこの促進計画に上がってないと起こすことができません。そういった趣旨から、国の計画ではこれは5カ年が最長の計画でございますので、この5カ年間で実施が可能なものについては極力上げておきたいと。そうすることによって、もうこれは議会の承認が要りますので、即時に対応ということが難しくなりますので、計画としては上げております。

おっしゃられるように可能性のないものは落としてしまったほうがいいのかもしれませんが、そういう趣旨で過疎自立促進計画というものが起債を起こすこと的前提条件になりますので、現に、現行法では21年度末で執行でございますので、計画自体はこのままの状態でいかせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 藤柴厚才君。

○議員（12番 藤柴 厚才君） 1項目めは、もうそのくらいに、時間もありませんのでおきます。

次は、2項目めの公有財産の有効活用の件の中学の寄宿舎の件ですけどね、これは私がなぜまた今回、まあ進捗状況の問題もあるんですけど、言うかという、前回私が一般質問で住宅の問題を取り上げて質問しました。そのとき住宅の入居待ちは由布市全体で何人ぐらい市営住宅に入りたい待機待ちがあるかと聞いたときに、私の答弁書では65名の方が住宅をまだ待っておるということですよ。で、先ほど、これ、私が財産にかかわるこれ、これも今ちょっとまたそれ以上に進んだやつが6月に来たというわけですけど、私もこれね、自分で取り寄せてあのとき資料を示しました。こういうものにも使えるんですよと、補助金もろうちょうけど公的なものなら手続を簡素化してね、手続だけで公のものやったら使えますよという、ここに15ぐらい施設名を上げています。それからまた緩和されて、法人とか何とかでも貸されますよというようなことで緩和されておるんですけどね、私が言いたいのは住宅、ましては今非常にテレビで問題になっておる非正規雇用労働者が解雇、解雇というか契約を破棄されると。特に大分の場合は、御手洗会長がキャノンの社長でありながら1,100人も切ると。ほいで、もう年末を控えて、もう家も借り上げ所も出らないかん。ほで、仮に由布市内の人がそういう人がおったときには、こういうやつを早く耐震強度きちっとやって、ある程度古い古い危ないよってまだ償還が残っとんでしょう、これ。あのときに10年ちいいよったから、あれから3年やからまだ六、七年残つとると思うんですよ。それでもう老朽化して使えない、それはおかしいんじゃないですか、やっぱり払っ

てしまって、それは対応年数があのかのとき60年と聞いてました。まだ60年のたっていないでしょう、45年にこれ建設したんですよ。ほいでもう、そういうように逃げて、新しい給食センターは11億かかる、ほいで何かラグビー場もう、悪いことはありませんけどね、そういうものにはどんだん投資して、もう使い古しでちっとも何かあれした機能を成さんことになったら、もう全部そのまま放置、こんなやっぱ皆さんの税金をです、使い方をされても私は市民は納得しないと思うんですよ。私はあそこを通るといつも言われるんですよ、あの中学の寄宿舎は何しよんのかい、どげんするんかい、私は質問で言いましたと、しかしながらまだあのまになっちようなど、それでね、私は言う。

それともう1点は、もう明日、明日ですか、星南小学校は廃校、要するに統廃合に伴って話し合いがある、教育長そうでしょう。そして、そういう中でやっぱり学校の跡地利用もあるんですよ。星南小学校、だってまだ新しい、私の母校ですけどね、ならこれをどうするんか、やっぱ庄和寮と一緒にこれは補助金もろうて、ならこれはもう使われんわ、そのまま放置して、どうするんですか。阿蘇野もそうですよ、もうどんだん出てきますよ、こういう施設が。そこら辺を、きちっとやっぱ決めておかんと、本当の話がこの財政厳しい中に、それを有効にやっぱ活用する、処分するものは処分する、このメリハリのあることをやってほしいと思いますけど、この学校については教育長もう一度考え方を。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えいたします。

今御指摘のように、非常にいろいろと変革の時期で、学校施設についても今後そのようなことも予想されます。それで、やはり有効活用という面で考えないと、ますます過疎が過疎を生むっていいですか、そういう事態に成りかねないと思いますので、やっぱり早急に有効活用のための方策を各関係の、もちろん執行部中心になりながら、将来的展望をもってやっていかなければいけないと思っています。

○議長（三重野精二君） 藤柴厚才君。

○議員（12番 藤柴 厚才君） 学校の話は今の話でわかりました。あと、加工センター、この話、味噌云々、国体のときに使ったとか、いろいろ加工するということで、私が見た限りではそう、道路側から見るけん、向こう側は見らんかったからそういう、私もちょっと認識違いもあったかもしれませんが、当初の目的は何かということです、要は。新しい農産物を研究開発して、そしてこの由布市の一つの特産物をつくり、よそにアピールしようという施設なんですよ。うどんをつくってそこら辺の神楽のあれに使うための施設じゃないんですよ、当初の目的は。

だから、行政が農政なら、農政がもうちょっといろんな製品を、まあ例えば一つ例をいうと、ナシの何か材料、素材を使った何かをあつこで皆さん行政一緒になって研究をして、これはいい

ものができたらと、これは由布市の特産物だというための、これは補助金でもらった私はものと聞いております。もし、間違いがあったら御容赦願いたいと思うんですけどね。そのくらいの意気込みがあつてね、この加工センターをどんどん使わんといかんと思うんですよ、要するに。ただ、今あるけん、何とか使わな、ならうどんを、神楽祭りのときうどんをそこで使うけん使いようやないかと。そんなもんじゃないと思うんですよ、私は。だから、もうちょっと直営なら直営らしく、やはりきちとした形で、せっかくいい——ほで今回補正で何か、修繕費かなんかちょっと上げていますがね、どういうちょっと今度は私の所管する委員会ですんで、担当課に聞いてみたいと思うんですけどね。だから納得できんです。どんどんどんどん余り機能を成さんやつに金を投入して、あっこ舗装でもそうですけど、本当何かやり方がおかしいかなと、私はもう本当大変不満を持っております。そこら辺、農政課長、ちょっと見解だけでいいですけど、今私が言った新しい製品の開発とかいう、そういう前向きないい返事はありませんか。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 農政課長です。該当の施設につきましては、条例の中に地域農業、それから農村の活性化に資するためというふうに明記をされておまして、広い意味では議員さんのおっしゃるような特産品の加工等の利用も該当するかと思います。本来当初の目的では町民の方の要望によってこの施設は建設されたというふうに聞いておまして、どちらかというところ行政はこれまで受身の態勢で望んできてたと、現状もそういう現状になっておまいますが、今後加工についてなかなか農家の方の高齢化とか、担い手不足とかいうことで、逆に非常に難しい昨今なんです。利用状況とか、利用について今後利用率が上がるように検討していきたいというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 藤柴厚才君。

○議員（12番 藤柴 厚才君） 次に行きます。職業訓練校跡地のことなんですけど、建屋もごらんのようにもうガラスも割れております。それで、子どもあたりがあそこで遊んで大変危険じゃないかなと思うんですけど、これ方向性がまだはっきり、先ほど市長の答弁では決まっていようんですけども、あれ賃貸でもし倉庫として、倉庫なら十分と思うんですけど、倉庫でも貸してほしいと言って賃貸で、1回くらいは私に相談がありましたから、私が契約管理課が管理しておるから行って相談してみれということで行ったんですけど、何か料金が高いからもうそんなもの借ったってあれやというような話を聞きましたんでね、その賃貸、もしその施設を壊す、更地にする考えがあれば別ですけど、現状でいくんならば、どのくらいのそういう貸す、例えば施設を貸す、その賃貸料金というのはどういう形で設定するんですか、契約管理課長教えてください。

○議長（三重野精二君） 契約管理課長。

○契約管理課長（渡辺 定君） ただいまの藤柴議員の御質問にお答えします。

この施設につきましては、18年の2月5日をもちましてこの職業訓練校の廃止届が出まして、それを受けまして私どもがそれまで賃貸借を結んでおりました契約を解除したところでございます。今現状のお話が若干ございましたけども、確かに言われるように一部破損した箇所がございました。この契約を解除した後、現状を確認をさせていただきまして、一部水路、水関係の補修をしたりとか、現在窓ガラスが割れたのも補修をいたしたところでございます。

使用につきましては、確かに御質問のとおり、周辺の方から使用についてのお話が2件ほどございました。金額というよりも、最終的に正式な申請がなされなかったため、それ以前の段階でのお話に終わっていたというふうに伺ってございます。賃貸料については、由布市で決められた金額に基づきまして算出をするようになってございますので、もしそういったお話が正式にございましたら、私のほうで参考にさせていただいて、正式な数字をはじき出していきたいと思っております。ちなみに、最近議員御存知のとおり庄内につきましては神楽が非常に盛んな地域でございまして、多数の神楽座があるというふうに伺っています。一部のそういったところから、土地の使用、場所の使用についての御相談は今あってございます。正式に、申請等を出されればそういうふうに対応したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 藤柴厚才君。

○議員（12番 藤柴 厚才君） 最後の質問になります。健康器具のことですけど、市長の答弁では社協といろいろ協議を重ねながら、何とか使う利用方法を考えたいという答弁でありましたけども、振興局長、あそこの社協の、あっこに置いちゃっても本当話がもう宝の持ち腐れです。もう私も何回もね、私も何回か使いました。しかしあっこで1人で運動してもね、面白くないんですよ。鳥かごの中入っちゃって、何にも景色も見えんでね、それはもう本当面白くない。だからね、あれをやっぱり社協の高齢者が使える器具については、やはり何台でもういいからあそこに貸し出して、あそこにインストラクターさんか、指導する人がおると思うんでね、やっぱりあれを有効に使って、ほいでもどうしても要らんかったら、もう由布院の温泉館か未来館に上げてください。もう本当の話が。ほで、部屋を開けたほうがあっこの陶芸とか何とか、また部屋も使えますんでね、私はそう思うんですけど、振興課長1点お願いしたい。

それと、今度は湯布院の振興局長にお願いしたいんですけどね、今温泉館、健康温泉館もね、あれはどうなるのかな、（「健康増進」と呼ぶ者あり）健康増進か、あれ、あっこにもやっぱりそういうたぐいのもがあるんですか。それがあれば利用はどういうふうにやっておるのかお聞きしたい。それから未来館のほうもですね。未来館はだれなのかな、局長、生涯学習、代理でどういような使い方をしよるのかちょっと参考のために知らせてください。

○議長（三重野精二君） まず、庄内振興局長。

○庄内振興局長（川野 雄二君） 庄内振興局長です。12番、藤柴議員の御質問にお答えいたします。

議員に旧町時代に同様の御提言をいただいております。そのとき、健康器具を置いてある建物のかぎの所在が明らかでないと、そういう指摘を受けまして健康器具を置いてある高齢者館のかぎを日中は工芸館、夜は温泉館の管理委託人に預けまして、昼夜利用できるようにしてまいったところでございます。その結果、若干ではございますが19年度は107人、20年度は10月末で186人と少しですが利用の増加が見られるところでございます。健康器具の利用活用対策でございますが、置いてある健康器具の数量やまた部屋も狭く、本当中途半端で苦慮をしているところでございます。置き場所といたしまして、工芸館、温泉館に数台ずつでもということも考えて検討いたしました。子ども等の事故等、それから建物自体の設置、利用目的等を勘案いたしますと、無理な面があるのではないかと判断しているところでございます。今後の活用対策といたしまして、先ほど市長が申し上げましたように、社協のデイサービスとか利用できないか、また聞くところによりますと社会福祉協議会もインストラクターの雇用等も現在検討中と聞いておりますことから、こちらからも働きかけて利活用を図りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） お答えいたします。

健康温泉館につきましては、入浴客の方が利用してございます。そして汗をかいて、また入浴すると、そういった利用がございまして。もし、その機械が不要ということになれば、また温泉館のほうに数台でもいただきたいというふうに考えておるのでございます。

○議長（三重野精二君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長（太田 光一君） 補足でございますけれども、現在保健婦が1人おりますので、保健婦のもいろいろな対応ができています。温泉もありますので、皆さん議員さんも一度温泉館のほうに来ていただいて、メタボリックの話もありますので、その辺も含めて1回湯布院の温泉館のほうに来ていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（三重野精二君） 挾間振興局長。

○挾間振興局長（後藤 巧君） 挾間も未来館の健康トレーニングセンターでございますけど、写真のような器具もございまして、かなり利用者も多くございまして。で、1回当たりの使用料につきましてはちょっと忘れまして、券を買って利用をしております。うちのほうも大分機械が古くなりました。消耗度が激しいものですから、できたらうちのほうにもお願ひしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 藤柴厚才君。

○議員（12番 藤柴 厚才君） ちょうど時間になりました。きょうは、本当に久しぶりに後ろ傍聴者は非常に多くて、もう私もちょっと言い足らんところもあるんですけど、緊張感のある質問、また答弁ができた、このように思っております。先ほど言いましたように、大きな3項目につきましてはぜひとも前向きに検討していただいて、市民のためになるような方法でやっていただきたいと、強く要望しておいて私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（三重野精二君） 以上で、12番、藤柴厚才君の一般質問を終わります。

.....

○議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をします。再開は13時とします。

午後0時01分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（三重野精二君） 開会前ですが、先ほどの議会運営委員会におきまして会期内の日程調整ですが、当初は12月11日議案質疑、12月12日決算質疑の予定でしたが、あす12月11日中に議案質疑と決算質疑、委員会付託を行うことが予定されますことが、議会運営委員会を確認されましたので、事前に議員、執行部にお知らせしておきます。

なお、追加の議案等もごさいます。全員協議会はあす午前9時30分から開催をいたしますので、よろしく願いをいたします。

再開します。次に17番、利光直人君の質問を許します。17番、利光直人君。

○議員（17番 利光 直人君） 17番、利光直人です。通告に従いまして、ただいまから質問をさせていただきます。

冒頭にですが、昨日のテレビ放送の中で地方分権の推進委員会よりも第2次勧告が出ましたが、約3万6,000人、4何人弱の省庁編成という大きなものが出ておりました。こういうことが早く進めば今の行政合併ももうちょっと遅くなるのかなと思っております。

早速ですが、今回は3つの問題についてお話をしたいと思います。まず、景気対策についてですが、藤柴議員から先ほどのごあいさつでありますように、アメリカのサブプライムローンを破綻にして大手銀行5社の銀行の破綻と、これから数十兆円に上る、日本円でいう金ですが、銀行に対しての予算を、救済措置を行っております。ビッグスリーと言われる自動車メーカーも3社で340億ドルという公的資金を政府にお願いしたんですけども、結局は150億ドル、1兆4,000億しか出せなかったというのが現状でございます。失業率も6.7%、53万3,000人減ということで、34年ぶりの悪化をたどっていると、こういうアメリカの事情でございます。イギリスにおきましても、30年ぶりの不況でさきの12月1日に17.5%の消

費税を15%、2.5%来年の末まで下げるということで、日本円にして1兆7,000億円の金額に当たるそうでございます。フランス、ドイツ、それぞれが現在の不況をまともにあおっております。

日本から見ますと、さきの資料の中では財務省が12月1日に発表した10月の一般会計税収、これは前年比の4.9%減と、約2兆9,173億というような発表が出ております。企業の業績の悪化傾向が進む中で、法人税税収が17.9%減になったということが、この大きな要因だそうでございます。それから4月から10月までの累計法人収益が前年比の35.2%減と大きく減少をしております。3月期決算企業の影響が中間申告で出てくるのがこれからですから、2008年度の税収は当初予算で見積もった額が約5兆3兆6,000億円と比べて、六、七兆円の規模の落ち込む見通しであるというのが、これ11月の見込みだったんですが、12月の8日の新聞紙上を見ますと、5兆3兆6,000億円を大きく下回って4兆7兆円前後にとどまるというのが8日の新聞に出ておりました。こういうことによって、2008年度の赤字国債の発行額が3年ぶりに2兆5兆7,000億円を超える予算になろうかということだそうでございます。これも8日の日の報道でまた変わりました、2兆5兆7,000億円が3兆3兆の国債発行でないと足りないというような見込みに切りかえをしておるようでございます。こうなるとまた1月にもう、こういう切りかえが可能になるということで、本当に中小企業の危機感を持っている今日でございます。

このことで、3年前の小泉政権で示唆されたこの歳出削減による公約が、ついに守られなくなるというような日本の状況でございます。特に、先ほど藤柴議員が言われましたように、大分キヤノン、東芝、キャノマテリアル、この3つで1,500人の削減と、人員削減とそういうことも言われておりますし、きのうの新聞では、報道ではソニーが正社員8,000人、非雇用等を含めてまた8,000人、1万6,000人、16万人社員の約5%をカットするというようなことも毎日の報道が日々変わっているのが実情でございます。特に、ホンダにおきましても4%減、トヨタにおきましても福岡と愛知の2社の会社を縮小して、車の台数を大幅に減らすというようなことを言われております。

一方、雇用につきましても、さきの新聞でありましたように大学生の内定者331人に対して、87社からの取り消しが来たという報道もなされております。先般のテレビニュース、また週刊誌上の中でもありましたけども、ある20歳代の中小企業に出ておられる男性ですけども、結婚して二、三年目くらいですけども、初の子どもができた、その矢先に旦那さんが解雇になった、これで赤ちゃんを下ろしたという例もありましたし、遠く北陸から出稼ぎに出ておられる御主人が解雇されたけども、中学3年の子どもが入試で現在頑張っているから、奥さんに電話されてそれを告げんでくれというような状況も起こっております。そんな話がいっぱい、この中小企業の

中に出ております。こういう中で、今我々どう考えないかんか、我々がどうせないかんかということをおもひまして、きょうは中小企業に対すること、緊急対策に関することの質問を出したわけですが、これにつきまして10月31日に緊急に政府が補助制度を設立をされました。このことについて、市のほうとして、由布市のほうとして担当課長、また市長のほうで、どういうふうな市としての対応をされておるか、どう考えておられるんか、お聞きをしたいと。

それと同時に、中小企業の我々の今の現状を、国も県もいろんな形でとらえてくれておりますが、由布市においてはどのようにこの状況を把握しているか、今後どのような対応をしていくのか、その辺もお尋ねをしたいと思ひます。

それから、次に商工会の現状と課題ですけれども、簡単に商工会とは何かと、大変皆さん失礼ですけれども、ちょっと述べたいと思ひます。商工会は昭和35年に設立されまして、商工会法という組織でございまして、この昭和35年に商工会法により設立された法人で、地域の事業者が業種にかかわらず会員となつて、お互いの事業の発展や地域の発展のために、総合的な活動を行う団体であるというふうに書かれております。

現在、19年4月現在で全国の会員が11万6,000人おります。それから、市町村商工会全部で2,076カ所、都道府県にして47商工会連合会があります。その中で、市にある分が1,044、町が836、村が170、その他市と県に、町村にまたがっている分が26、合わせて2,076あります。それから主によく言われるんですが商工会と、この商工会の違いですけれども、一番違うのが商工会法と商工会議所法、それぞれが法が全く違います。所管にいたしましても、商工会のほうは所轄官庁が経済産業省の中でも中小企業庁でありますし、商工会議所は同じ経済産業省の中でも、経済産業政策局の中に商工会議所があります。これらの違いが一覧の表にあるんですが、大きな違いとしては事業とか要件、その何かありますが、こういう違いがあつて商工会の合併、特に日本では岩手県、京都府を中心に一部で商工会議所と商工会が一緒になれということをおもひする知事さんもおられますけれども、私も全国では商工会議所と商工会は一緒にならないということをおもひをいたして、先般の27、11月27日の東京の全国大会でも、大臣みずからがそれは一緒にしないでいいということをおもひをされました。

そんな中で、商工会の昭和63年の商工工業者数が17万7,000あつたんですが、これが平成10年に16万8,900と減りまして、平成19年のデータですけれども、15万5,493と大きく減つております。大分県にしても1万7,240あつた当時の会員が、現在では1万3,665と、約4,000弱会員が減つております。これ、平成19年度の最終資料なんですけれども、組織図としては65.3%と50%を切れば、これ商工会に組織として公的な商工会に入れませんので、すべての町村が60以上を超えているのが現状でございまして。県下の現状ですけれども、今大分県では商工会の数が、これ19年度です。最近、ことしの3月に合併が終わつたと

ころが多々ありまして、今23くらいになっていますが、この時点で44になっておりましてけど、現在二十二、三になっております。

それから、補助金といたしましては、県の補助金、平成15年から19年で89.1%、市町村の補助金が84.8、合計で88.4の補助金をいただいております。ちなみにうちの挾間の補助金ですけども、先般小林議員からここに私、控えがあるから資料を持っているんですが、補助金については格差があるという話をお聞きしましたので、庄内、湯布院の件についてはよそのことです。余り私が申すこともないんですが、平成19年の挾間町商工会の補助金が471万2,000円で、県の補助が1,965万6,000円、合わせて2,370万3,000円が挾間町のことし1年の補助金でございます。その中で、うちの職員からこれもらった資料で、後でお尋ねをしたいんですけども、この内容はまた後のときにお話をしたいと思います。そういうことから、市の今後の予算について、補助金について商工会と行政のかかわり合いについて、それらのお尋ねしたいと、手元を書いております。

4番目の農商工連携については、これはことし、皆さんのお手元にはないと思うんですけど、こういう農商工連携、これことしの農商工連携等推進法というのがことしの5月23日に交付され、7月21日に施行されておりますけども、これはうちの全国連の県内の会長であります清家会長が、大臣とか総理に直訴をいたしまして、これから商工会が比叡するということから、農業も同じだということで農商工の連携を強めようということから、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の推進に関する法律という制定させていただきまして、これができ上がったということから、県の商工連全国でもこれを今展開しておりますし、この辺につきましては岩手県、青森、特に東北、北陸ではそういう連携が強く行われ、いろんな事業がもう既に展開をされております。特に農商工連携、名前をつければ初めてですけど現在庄内で行われたおりますナシワイン、それとかナシドレッシング、要するにそういうものを商工関係者と農業者が連携して一つの加工品をつくろうやないかとか、そういうことをこれから始める時期が来るとということの組織をつくろうやないかということがこの連携の主な事業だと思っております。

そういうことから、先ほど藤柴議員が言われましたように、いろんな空き家、建物があります。そういうところに、皆さんが知恵を出してそういう場所を提供させてもらって、何かをつくっていただければと思います。

次に2番目に公共下水道と合併処理についてですが、これは私は環境問題から取り上げられたんですけども、私はこの環境について一番いつも思うのが大分川をいつも、しょっちゅう川に遊びに行くんですが、この水だと思っております。そんな中でこういう浄化槽、合併処理槽、水の大切さの中で今回の質問に至ったわけですけども、昔、私が小さいころ肥ひしゃくで肥を組んで畑にまいていました。おかげで体の中に虫がいっぱいわいて小学校に行ったときに虫下しの薬

を飲んだことも何度もあります。今はそういうことはありませんけども、時代が全くそのころとは変わっております。その中で、いろいろ書いてありますけども長くなるけ言いません。ただ皆さんのお手元に、うち議員にちょっとお願いして総務省か資料をもらったんですが、6枚しか皆さんのお手元に上げていませんけども、現実には多くの資料があるんですけど、浄化槽の特徴というのを皆さんに、1ページに7つの特徴を書いております。これ読み上げませんので、浄化槽はこういう特異性があるんだということを御理解を願いたいと思います。

それから2ページ目に、集中処理槽と個別の処理の見分け方の考えと。まあ詳しくいえば一番下に地図にありますように、3個の家と10何個の家と密集したビル、家があります。こういう中で、浄化槽等のいろいろバランスを書いております。それから次に、3ページ目ですが、これは浄化槽の整備の積極的な推進を図るためのもので、これも担当部局の中でこういうことを、これ総務省の資料で送ってもらったんですけども、わかりやすい資料だと思いましたので、皆さんにお手元に配らせていただきました。それから4ページ目が、これはこれまでの、昨年ですか、委員会のほうで夕張市に行かれた皆さんもおられると思いますけども、夕張市の例が出ております。これ、公共下水と浄化槽の例なんですけども、これも参考のために時間がありませんので読んでいただけたらと思います。5ページ目も、これは長野県の下条村の例、それから福島県の三春町の例、埼玉県のときがわ町、島根県の大田市、いろんな4つの例が出ておりますので、現在公共下水でいろんなことが行われております。そんな中で資料の参考になればと思って出しております。

最後になりますけども、これは浄化槽の検査関係ですけども、この検査関係ですが、現在7条検査一番左の7条検査については全体の、まあ全国ですけども86.7%がほとんど検査を行われておりますけども、この11条検査についてが23.8%と非常に検査を行っておりません。この辺もぜひ担当課でもって、前回私はしようちゅうか、「あらかしの森構想」で一度見たこともあるんですけど、この辺の周知徹底をし、特に汚染については皆さんで考慮していただきたいと思います。

それから、先般副市長さんも一緒に同行、私もそうですけど同行してございましたけども、10月15日に大分県浄化槽推進センターという中で、公明党の竹中代表が委員長をされておるんですけど、この講習に行ってきました。この中で、全国の汚水処理人口が平成19年度末で1億635万、83.7%だそうでございます。残りの2,072万人、約16.3%が要するに戸数でいうと約700万世帯になるそうですけども、この辺が田舎のほうでは川や海、その他に生放流というような状態がまだ続いているそうですございます。この辺も市の中にどのくらいあるのか、その辺を調査し、今後の対応が必要じゃないかと、私個人は思います。その辺もできれば後でお知らせを願いたいと思います。

それから、この総務省の資料の中に皆さんお手元にはありませんが、生活対策臨時交付金という内閣府の中で、当時これ10月15日の資料なんですけど、総額で6,000億規模で各市町村と県に予算を組むということを言っておられました、さきの11月27日の東京に行った時にちょうど衛藤先生が来られまして、予算委員長で今日決まったという金が県が53億、市町村が47億の金が決まって、大分県にはちょうど100億だということが決まっております。その47億を市町村にこれから県の中で配布をするわけなんですけど、その事業の中に例えば公共の浄化槽、合併槽の悪いところがあったら優先的に申請してくれと、それについては補助を出すということになっていますので、特にその辺を、まあ学校関係、公共物調べられて、あれば早目に資料を出して、この予算の中で優先をするそうでございますので、そういう話を11月までに聞きましたので、ぜひこの辺を、早く取ったほうが勝ちと思いますので、どこがどう悪いのか、47億円、各市の中で、市町村でどのぐらいのうちが予算をつかむのか、その辺も市の職員の皆様に御期待を申し上げたいと思います。

そういう中でこの浄化槽の今後の、公共下水につきましては、きのう二宮議員から質疑の中でお聞きしましたので、もう別に、担当委員会でもございますし、それについてはもう質疑がございません。

集落排水につきましても3カ所の内容をお聞きしました。ただ、集落排水でお願いしたいのは、西郡議員の新聞にもありましたように、やっぱり長期にわたる結果を早く回収して、調査を終えて、修理を早くするということが先決じゃなかろうかと思えます。

それから、3番目に裁判員制度ですけども、この裁判員制度、市長、わしに言われたってこれは国の仕事やけ何も知らんちゅう言われればそれまでですけど、県に私電話で問い合わせました。なら県は国の仕事やけん我々が余り関与することはないと、総務部長はそう言われました、直々に。だから多分市長さんもそういうことでしか言わないんじゃないかと言われましたけど、これ私、市長とか、特に文句言うんじゃないでお願いしたいのは、今までこう物事は大体自由主義国家の日本やったら下から上がってきたものを上で取り上げるというのが事例と思うんですけど、この裁判員制度ちゅうのは国が勝手にやって下におろしてきちよるんです、めずらしい、今までにない傾向と思います。

そんな中で、つい8日の日の新聞ですけど、黒丸で——黒で大きく、命を終わらせる決定する自信がない。顔を覚えられる、仕返しされるのがこわい。秘密主義だけじゃべってしまいそうとか、根強い違和感がいっぱいあります。この中で何人かの市民から聞いたら、ただ市町村とか県に関係ないもんやから連絡場所は国にしよ、国にしよちゅうけど、一般の市民とか町民が国に電話することなんてないです。田舎に行くと役場もろくろし行かん人が国なんか、もしこれが、通知が来たからって行く人はいませんよ、国に電話なんかする人は。ましてやそういう方に

手紙は来ておられるし、この辺についてこれは先般テレビでもいろんな意見がありましたけど、毎日新聞に出てます。私はこれが不思議でならんのですけど、前に3人の裁判に3人と6人が訴えて、今度は12月1日からですか、新しくまた何かいう制度が、どっか書いちょるんですけど、取り入れられました。ああいうことから考えても、どうもこの辺を自分がもう一つ、もし自分が来たら、私来なかったですけど、来たら私は断るつもりでしたけども。断るのにもいろいろ条件があるらしいですから、この辺についても市長の見解を聞きたいと思います。いろいろ文章書いちょるんですけど、もう。あとはこの席でちょっとお聞きをして、また場合によっては質疑をさせていただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、17番、利光議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の緊急保証制度について、まずお答えをいたします。

この制度は原油に加え原材料や仕入れ価格の高騰を価格に転嫁できない中小企業の資金繰りを支援するため、この影響を強く受けている618業種の中小企業者を対象に、民間金融機関からの融資を受ける際に信用保証協会が保証するという制度でありますけれども、現在、緊急保証制度によりまして由布市を経由して申請された件数は10件でございます。昨年度1年間とほぼ同数に今なっております。

次に、由布市内の中小企業の現状についてでございますが、現在1,362の中小企業者がおりまして、そのうち968人が商工会員となっております。各事業者は大変厳しい経営状況にあることは想像できますが、さまざまな業種がありまして、個々の経営形態や特徴及び経営内容を知ることは困難な状況でございます。

今後、市といたしましては、業者の窮状に対し、国や県の制度資金のあっせんや相談を積極的に行ってまいりたいと考えております。なお、毎日のように報道されるアメリカに端を発した世界経済や金融の先行き不安感も景気に大きく影響しておりまして、県や関係機関と連携をとりながら、中小企業者の不安の払拭に努めていきたいと考えております。

次に、商工会の現状と課題であります。予算及び補助金については、会員数や規模、事業内容にそれぞれ特性がありまして、予算もそれぞれでございます。補助金につきましても同様に、その地域の商工会が、長年培ってきた歴史と地域に根づいた事業を実施してきた経緯の中で、行政と補助金を決めてきたことと私は考えております。

次に、行政とのかかわりでありまして、由布市商工会の誕生に向けて現在行われている由布地区商工会合併協議会を積極的に支援をいたしまして、商工会の発展に寄与してまいりたいと考えております。

次に、農商工連携についてでございます。農家の生産物を地域の商工会が直販所や——直接販

売や加工を引き受けて連携をとって協力し合っていることは全国的にもその傾向があることを聞き及んでおります。由布市といたしましても大変よい取り組みと考えて、現在行われている部分も含め、今後商工会を初め関係機関と協議してまいりたいと思います。

次に、2点目の公共下水道と合併処理槽に関する質問にお答えをいたします。

公共下水、農業集落排水、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽の普及率を本年3月末の人口比で申し上げますと、公共下水は挾間町医大が丘1丁目から3丁目までが大分市の下水道に接続されておりまして、3.0%。農業集落排水は、3.8%、単独処理浄化槽は26.2%、合併処理浄化槽は47.1%となっております。市全体での水洗化率は80.1%となっております。

次に、生活排水につきましては、浄化槽を基本の一部農業集落排水処理施設や公共下水道施設により処理されておりますけれども、生活排水の一層の浄化を図るため「由布市浄化槽設置整備事業補助金」を設け合併処理浄化槽の普及に努めているところであります。挾間地域には公共下水道事業が計画されておりますが、現在、見直し作業中でありまして、効果や効率の観点から総合的に判断し、地域にふさわしい計画となるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、合併処理浄化槽の補助金につきましては、環境型社会形成推進交付金による国及び県の補助を受けて、毎年予算の範囲内で補助金を交付しております。平成19年度の実績として、140基分、5,079万4,000円の補助金を交付しております。今後もこの事業を継続してまいりたいと考えております。

次に、3点目の裁判員制度についてお答えをいたします。

裁判員制度につきましては、殺人、強盗致傷など重大な刑事裁判について、一般市民が裁判員となって参加するもので、法律の専門家でない市民の感覚を裁判の内容に反映させ、裁判に対する国民の理解や信頼を深めるというものであります。

由布市におきましては、平成21年度の候補者の割り当て人数が73名となっております。市内の有権者413名に1名が候補者ということになります。この73名は、候補者名簿に記載されるものであって、裁判に参加すると決まったわけではなく、その後調査票での確認や事件ごとに行われる「くじ」で候補者を選び、質問票での確認、選任手続を経て裁判員となるものでございまして、最終的にはそのうちの5人から6人が裁判員になる見込みであります。

なお、制度の内容につきましては、報道等で目にする機会もふえていることと思っておりますけれども、市といたしましては、大分地方裁判所の依頼を受けて、市報7月号から11月号の4回にわたり、裁判員制度の概要や候補者が選ばれるまでの裁判員Q&Aなどを紹介しているところでございます。

今後につきましても、国の所管事業ではありますけれども、来年5月21日からスタートする制度について、市民の皆さんに周知をし、理解を求めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（三重野精二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（服平 志朗君） 商工観光課長です。17番、利光議員の緊急保証制度についての補足をいたしたいと思います。

この緊急保証制度、今、市長が答弁されましたように、現在、現時点では12となっておりますが——の方が申し込みをされております。市としてはこの緊急保証制度を十分利用していただくように商工会の方々とも連携をとりながら広報に努めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（三重野精二君） 利光直人君。

○議員（17番 利光 直人君） 信用協会の保証協会の用紙が皆さんになくて大変申しわけないんですけど、執行部と関係部署だけ——と議員さんだけ配っておりますので、ちょっとごらんになってください。中をあけてみると一番左の保証協会の制度資金が国のございます。真ん中が県の制度資金、一番右が市町村の制度資金なんですけど、これの一番問題は、左の県と国のほうはいいんです。一番右を見てください、これを見ますと上から大分市、中津市、一番左ですよ。別府、中津市、日田市とこうあるんですけど、一番左のほうの小さい字に臼杵市とか杵築とか宇佐とかがあるんですけど、ここにこう由布市がないんです、全然。合併して3年ですけども。私が今回言いたいのは、これだけ、全国の商工会のこれ、県にない、全国連の分布図なんですけど、この赤の部分が商工会の地域なんです。赤以外がこれは商工会議所の分ですけど。全国に商工会ちゅう相当な面積ちゅうかあるんです。この中でやはりこれだけの不況ちいいますとやっぱり私が市に考えていただきたいことは、3万7,000人の市とはいえ、また中小企業が1,362人とはいえ、やはり3年もたったらやはりこういう制度、これは見てみてください、別に杵築とか宇佐市とかいうのは自分方が独自にお金出しちよるんじゃないんです。ただ、県の補助金を受けた人に対しては市がちいとで見ちゃりましようかちゅうのがここに行が載ちよるだけで別に大したもんじゃないんですけど。こういうことを市として検討されて、由布市がいつまでもこの中に載らない、何もないというのは私はどうかと。この辺、市長、どうですか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 今初めてこういうのを知りましたけれども、新市になりまして、この点については十分考えてまいりたいと思います。

○議員（17番 利光 直人君） よろしくお願ひします。これについてはあれですよ、市長、今初めてちゅ言われましたけど、先般もこれと同じ物を瀏野議員が質問しちよるんです。また再度私同じことしよるんですけど、こういうことをようごらんになって、由布市がどうあるべきか、担当部署でちゃんと勉強し、やっぱ今後の参考にして。別にお金を出せと私が言いよるんじゃない

いです、もう知れちよる、こんなの。だけどやっぱりこういうのがやっぱ必要じゃないかなということは私はおっしゃりたいわけです。（笑声）

それと、これも一つの、大分市の商工労政課が10月31日に緊急保証制度ができる前に、10月末に会議したそうです。もう11月の初めには大分市の商工労政課がつくったの、立派なのつくってますけど、やはり今我々と違って業者が多いし、税収の見込みが相当下がるそうです、大分市は。だからやっぱりそれに伴って早くこういう資料にお金をかけてでもやっぱり緊急対策をやろうという、これ資料の前向きな気持ちがいっぱいいうかがえるんです、大分市のを見ると。こういう資料はお金かかるけつくれとは言いません。しおりにしてもいいし、何らかの形でやはり皆さんにこういう状況をやっぱり知らせていただきたいと。やっぱ少しでも商工会員、非会員もおりますけども、中小企業者のニーズにこたえていただきたいというのがまた今回の私の一番の質問の趣旨でもありますし。

例えば、申込書、市は市町村の保証制度については、まず市町村の受付が必要なんですけど、それについての書類等はもちろんつくっておられるでしょうけども、大分市あたりはやっぱこういう申込書の釘宮馨の、市長名で立派なこういう申込書も私取ってきたんですけどできちよるんです。こういうのが市にあるんですか。

○議長（三重野精二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（服平 志朗君） まず、見本といたしますか様式はちゃんとございます。普通、皆さんが持ってこられるときは、銀行から持ってきて、そこで証明をして出すということの手続になっております。

○議長（三重野精二君） 利光直人君。

○議員（17番 利光 直人君） わかりました。ぜひ、これあたりをよう、先ほど田中議員、藤柴議員、同じことを言ってましたけども、年末年始、先般の1月27日に全国会長会議のときに麻生総理があいさつの中で言ってましたけど、現在まで9兆円出していると、だけど多分足らんのやなからうかと。だけど1日の来た人数が、何か1日で何ぼちゅったか、資料がすぐにどこあるかわからんのやけど。（笑声）かなりの人数が来ておるんです。それで9兆円あれば年末年始が大方過ぎせるだろうと、だけどそのために野党と自民党の一部に残りの分ではよ年内に第二次補正を組まんかちゅ言いよるんやけど、総理が1月25日以降ぐらいしかしな言いよるんですけども。もし9兆円で足らねばあと2兆円ほど組むというようなあいさつもされておりました。

だけど、これが本当にこれだけの状況が続くと、きのうも私、この会議が終わって友達のところにちょっと行ったんですけど、3人でやってる小さな仕事場ですけど、町内ですけども。先月、30代の男ですけど、職安に行って仕事探してくれんかと、申しわけないけどちゅうことで退職をお願いしたと。もう2人でやると。だけどその2人もことしがどう続くかわからんというよう

な状態でしたし、もう1件は親子でやってるんですけど、子どもも働きに出すと、来年1月からですね。そうせんと本当の家内工業せんと仕事はくれないと、そういうところがいっぱいです。西郡議員もきのう言われてました内装業の方もそうです。結局、収入がないから、クロス屋さんでしょうけども、中学生の子を学校にやれないということで現在に家におるといような状態も続いているようでございます。そういうところが中小企業いっぱいあります。ここに資料だけ何ぼでもあるんですけども。そういう中でぜひ、私は資料だけは、いっぱい持ってきてますけど、もう最後か終わりですけ、余り長くすると嫌われますのでやめますけども。(笑声)

皆さんにお願いしたいのは、県、国、市町村、それぞれ担当部局、市長は社長でトップなんですけども、それぞれの部局がそれぞれの市民に合ったそれぞれの部署での担当部局、課があると思うんです。だから、それぞれやっぱ担当課、担当部局がやっぱ市民の、きのうだれかの、初日の溝口議員の質問じゃないですけど、市の職員は市民のサービスの場じゃなかろうかと申し述べておられました。これが事実するならば本当に皆さんで我々市民の情報を早く察知して、今はスピードの時代です、もう早期に物事の解決が、皆さんも私も含めた一般質問の中で図れるような行政を執行していただきたいと、もう常に思います。

景観室長にも課長もお願いをしたいんですけども、公共下水の件ですけども、平成15年に挾間がああいう形になって5年間据え置きになったと、それも据え置きになる前に、なってから100万円予算を組んで、それから今からどうするか調べます、去年調べました。またことしも予算組んでことしも調べております。今12月になったけど、まだ回答が出てません。これじゃあ、やっぱ私はスピード、今の時代にはふさわしくないと思うんです。だから5年を期にやったなら、もう来年5年になると思う。4年ぐらいのときから物事を始める。で、5年の期のときにある程度もう結果を出しちよくような状態にもつちいく。これは例えば今度は公共下水のことですけど、物事のすべてです、そういうふうな御理解をいただきながら物事の期限とか物事には早期に判断し、早期に着工して、市民の解決に答えていただけないというのが私の気持ちです。そういうことを含めて市長初め副市長、皆さんにお願いしながら私のきょうの質問を、ちょっと早いんですけど、終わりたいと思います。よろしく願いいたします。御清聴ありがとうございました。

○議長(三重野精二君) 以上で17番、利光直人君の一般質問を終わります。

.....

○議長(三重野精二君) ここで暫時休憩します。再開は、14時とします。

午後1時39分休憩

.....

午後2時00分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、1番、小林華弥子君の質問を許します。1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 1番、小林華弥子です。いよいよ一般質問も最後になりました。

ことし最後の一般質問のラストバッターを務めさせていただきます。14人目ということで、皆さん大変お疲れになっていらっしゃると思いますが、ああ、あと最後の1時間だ、やれやれと思わずに、この1時間しっかり皆さんと議論をしていきたいと思っておりますので、最後まで気を抜かずにお付き合いいただきたいと思っております。

最初に申し上げておきますけど、質問も答弁も簡潔にということで議長から言われております。特に答弁については、事業の経緯ですとか制度の背景とかそういうことの説明は要りません。簡潔に答弁をしていただきたいと思えます。私、今回また欲張りまして6項目も出しまして時間配分がまた足りなくなりそうなんです。1番については7分とか、2番については4分で終わらせるといった時間計画を私持っておりますので、ぜひ答弁を簡潔にいただかないと、こちらの時間がくるってしまいますので、御協力いただきたいというふうに思っております。

6項目について質問申し上げます。

1番目、災害時の危機管理体制についてお伺いをいたします。

災害時の緊急避難先の指定と住民などへの周知徹底というのはどのように今行っているのか、また、非常時の水や食料、衣料品などの備蓄というのはどのように市として整備されているのかお聞かせください。

2点目、来年度の当初予算編成作業についてお聞きします。

今議会が終わりましたら、多分早速来年度の予算編成作業が本格化するかと思えますけれども、その編成作業に当たって、特に新規事業の検討というのはどのようなプロセスを経てやっていくおつもりなのか。また、今、事務事業評価システムを導入していると思えますけれども、この事務事業評価システムの導入状況と来年度の予算編成作業をどういうふうに組み合わせていらっしゃるのかお伺いをいたします。

3点目、指定管理者制度の見直しについてお伺いをいたします。

今議会でも議案で上がっておりますけれども、当初、一番最初に指定管理者制度を導入して、旧湯布院町のときに導入をいたしましたけれども、もうそろそろ4年がたちます。その指定管理者制度の契約の切りかえ時期に当たって議案が出ておりますけれども、その前に制度導入及びその成果については市としてどう評価をしてらっしゃるのか。また、初めて導入をしたこの指定管理者制度について、導入後あらゆるいろんな問題点や課題が出てきていると思えますけれども、そういったことについてはどのように対処してきたのか。そして、今後この指定管理者制度そのものの見直しを含めあるいは管理者の見直し、再公募や任意選定についてはどのような検討をし

ていくおつもりであるのかお伺いをいたします。

4つ目、本庁舎問題についてお伺いします。

これは初日に同僚議員が同じような質問をしていただきまして、みごとに市長の本音のところをずばっと突いてくださった質問をしていただきましたので、私はちょっと別の観点から質問させていただきたいというふうに思います。

地域審議会への諮問等外部有識者による市庁舎問題専門委員会の諮問はどのように整合性をつけるのかという質問ですが、これについては初日にそれぞれ重く受けとめて判断したいというふうなところで答弁がとどまっております。具体的に本当にその4つの諮問の答えが違ってきたときには、どのように順列をつけたり、重みを変えたりするおつもりがあるのか。それから、諮問の期間について3月末までに答申を出せというふうに言っているそうですけれども、なぜ3月末というふうに期限を切ったのかお伺いします。

5点目、由布市外部の者等からの要請等への組織的な対応に関する要綱というようなものが10月31日に策定しましたということで、先日の全員協議会で報告をされましたけれども、こういう要綱をどうして策定したのか、その理由と経緯を教えてください。また、こういった要綱を策定するに当たっては具体的にどういう部署でどういう手続にのっとって策定しているのか教えてください。

最後、市長の行政報告を聞いて疑義に思うことということですが、今回の初日の市長の行政報告の中で5,000万円以上の工事契約についての報告があると思っていまして一言もありませんでした。しかし、この間、5,000万円以上の工事契約をしたというふうに全員協議会では報告されていましてけれども、なぜ本会議で報告いただけなかったのか。

以上、再質問はこの席でしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 一般質問最後になりましたけれども、1番、小林議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の災害時の危機管理体制についてお答えをいたします。

災害時の緊急避難先の指定につきましては、現在、学校、公民館、集会所など、挾間地域11箇所、庄内地域20箇所、湯布院地域25箇所を指定しております。周知につきましては、各自治区にお配りした由布市地域防災計画及び土砂災害危険区域図等で行っております。また、国、県の補助を受け、現在作成しております由布市洪水ハザードマップに指定避難先を記載し、周知することとしております。

また、気象警報などが発表された場合の住民への周知につきましては、湯布院地域では、防災行政無線が整備をされておりますので防災無線や消防団による広報で周知を図っております。ま

た、庄内地域、挾間地域では、消防団による広報、自治委員さんを通じての周知を行っているところであります。

昨年の台風5号では、湯布院地域で甚大な被害を受けましたが、防災無線、消防団員の広報活動及び呼びかけにより人的被害を防ぐことができました。交流人口の多い湯布院地域では宿泊客の避難も含めて、昨年の災害後、湯布院地域振興局や消防団等で避難勧告マニュアルを作成をしております。今後は観光関係者とも具体的な対応について協議をしてみたいと考えております。

次に、災害時、大分県災害放送要請に基づきまして、人命に関する緊急情報を迅速に伝達する必要がある場合、また、通常の伝達手段では速やかに緊急情報を伝達できない場合は市からの要請で、テレビ放送でも周知を図ることができるようになっております。

次に、非常時の水や食糧、医療品等の備蓄についてでございますが、食糧については五目御飯・スープ150食、乾パン50食分を備蓄しております。水、医薬品等につきましては備蓄をしておりますが、災害が発生した場合は、大手スーパーと災害時における生活物資等供給に関する協定を締結しておりますので、締結先に要請して対応をしてみたいと考えております。

今後、災害がいつ、どこで発生するかわからない状況の中、市といたしましても市報等で市民の防災意識の高揚に努め、防災体制の強化に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、2点目の来年度の当初予算編成に当たっての御質問にお答えをいたします。

新年度予算の編成方針につきましては、一般質問の初日に小野議員の御質問でもお答えしたとおりであります。新年度の予算編成につきましては、経常的な経費やこれまで継続して実施してきた事業、あるいは法改正などによりまして緊急を要する事業、例えば過疎対策事業など、これらを主とした予算編成としております。

新規事業につきましては、総合計画の実施計画ヒアリングにおいて、事業の経緯や概要及び事業内容について協議をしてみいましたので、その結果を踏まえて必要な事業を計上してみたいと考えております。

次に、事務事業評価システムの導入につきましては、今年度、一部試行するようにはしております。21年度当初予算要求の作成に合わせて、新規事業のうち2ないし3事業について事務事業評価を行い、予算要求に反映させる予定をしております。

次に、3点目の指定管理者制度の見直しについてお答えをいたします。

まず、制度導入の成果についてどのように評価を行っているかということでございますが、指定管理者制度全般の事務処理につきましては、事務処理要綱を平成17年12月に制定をいたしまして、それに基づき処理を行っているところでありますが、導入後の評価につきましては、指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に係る事業報告書を作成し、地方公共団体に提出しなけれ

ばならないことが、地方自治法第244条の2、第7項に規定をされていることから、それぞれの協定書において、事業報告書の提出を義務づけているところでもあります。

この報告書では、当該年度の管理業務の実施状況や管理に係る収支決算書、並びに指定管理者自体の経営状況を説明する書類の提出を求めておりました、報告書に基づき所管部局においてその内容や管理状況を精査・検討し、それぞれに評価をしているところでもあります。

次に、導入後に明らかになった問題点や課題についてどのように対処しているかということですが、施設の設置目的に照らし合わせて、その運営や管理状況に特に問題や課題があれば、担当部局で実施調査を行い改善に向けた指導を行うということになっておりますが、さらに、必要があれば公有財産管理委員会や指定管理者選定委員会等の意見を聞き対応するようにしております。

また、制度全般につきましては、指定管理者制度が導入されて、その指定期間が一巡することから、全国的に見直しが行われている状況にあり、由布市としましても他の市町村の状況やこれまでの経過を踏まえた上で、必要な見直しを行いたいと考えております。

次に、これらの見直しや、指定管理者の見直しや継続、また、公募か任意選定かにつきましては、公有財産管理委員会において検討した上で決定するようにしております。

次に、4点目の本庁舎問題に関する御質問にお答えいたします。

一般質問の初日、溝口議員の御質問にもお答えしたとおりであります。現在、由布市民以外の外部の有識者により「本庁舎方式検討委員会」及び挾間・庄内・湯布院の各地域審議会に対して、由布市本庁舎の位置及び本庁舎方式における支所機能について諮問を行っているところであります。

来年の3月の答申をお願いしておりますが、答申の内容につきましては、それぞれ重く受けとめて、慎重に、かつ、総合的に判断をさせていただき、私なりの判断をいたしたいと考えております。

なお、3月末までに答申をお願いしたのは、年度内に答申をいただき、その後、市長としての判断する時間と、市民の皆さんに説明する時間が必要であると考えております。

次に、5点目の、由布市外部の者等からの要請等への組織的な対応に関する要綱の策定についての御質問にお答えをいたします。

まず、要綱の策定の理由と経緯でございますが、議員も御承知のとおり、県教委における教員採用試験などに絡んで汚職や口利きが横行、そのことにより由布市教育長が逮捕されるという不名誉な事案が発生いたしました。この反省に立ちまして、由布市におけるさまざまな業務に対して、口利きを防止し職務遂行の公平性と透明性の向上を図る必要があると判断をし、策定したものでございます。なお、前回の定例市議会において同僚議員の御質問にも対し、早期に策定する

との約束もしていたところでございます。

次に、手続でございますが、今回の要綱は、訓令として内部的な規範を職員に示したもので、10月31日付で告示をしたところであります。

次に、6点目の市長の行政報告の中で、5,000万円以上の工事契約についての報告がなかったのはなぜかということについてお答えをいたします。

議員御承知のとおり、議決を要する契約につきましては、地方自治法第96条第1項第5号によりまして、政令で定める基準に従うこととなっております。

したがいまして、議会が長その他の執行機関の契約締結に対して関与できるものは、法が特に許した範囲に限定されまして、それ以外の部分につきましては、もともと長の権限であり、法は議会が関与するまでもなく長で十分適正な執行ができるとした法の精神であると私は理解しております。

しかしながら、市としては5,000万円以上で議決を必要としない工事請負契約は主要な事業であると考えておりますので、全員協議会の場で報告をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） お手元に資料をお配りさせていただいております。事務局、私にも一部いただけますか、資料。順不同で5番、6番目から先に再質問させていただきたいというふうに思っております。

外部の者等からの要綱の作成について、なぜ10月31日につくったのかということなんですけれども、全員協議会でもちょっと言いましたけれども、背景はわかっています。県教委の汚職事件があってこういう職員の倫理を規制する手だてが必要だということで、県のほうから要望があって市内の各市町村でつくりなさいという要綱が来たからというんですけれども、その前に皆さん御存じだと思いますけれども、さきの第3回定例議会で市民から陳情が上がっております。政治倫理条例と職員倫理条例をつくってほしいという陳情が上がっておりまして、私が所属しております総務委員会に付託をされました。ですが総務委員会はまだ政治倫理条例や職員倫理条例について詳しく勉強するいとまが必要なので継続審議にしております。継続審議にして今議会までの間に結論を出そうというふうになっていることは、もちろん執行部の皆さん御存じだと思います。その中でこの政治倫理条例をつくってほしいという背景に、今回の職員の外部の者からの要請に組織的に対応する手続というようなことも当然関係するわけですね。こういう職員の倫理をどういうふうに守らなければいけないかという手だてをどうつくったらいいのかというのを今議会が真剣に審議している最中なわけです。こういう条例が必要なのか、いや、条例までしなくても由布市には職員倫理規定があるしそれでいいのか、あるいはもうちょっと具体的な要綱が必要な

のか、そういうことを含めて今議会が審議してる真っ最中にどうして議会の審議を無視するようにして勝手にこういう要綱をつくるんですか。総務委員会に全く相談もありませんでした。陳情者から上がってきている陳情を審議している我々議会の立場というのをどう考えているのか私は全く納得ができません。どういう意味で、県から上がってきたからつくればいいやつってつくっただけとしか思えなくて、その背景に今、我が市では市議会がこういうものについて請願の継続審議してるんだからということちょっと思えば10月31日につくれるはずないと思うんですけども、そういうことはどうして配慮できなかったのかということをもう一度お聞きしたいというふうに思います。

○議長（三重野精二君） 総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 今、市長の答弁にありましたように、いわゆる職員の口利き防止の要綱でございますが、この要綱につきましては訓令として作成をしておるものでございます。訓令というのは上司の者が下部の者に命令をするという形のものでございますので、その倫理条例等とは私は性格が違ったものであるというふうに思っております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） そういうことを言ってるんじゃないです。つくるのがいい、悪いと言ってるんじゃないです。訓令だから市長権限だから勝手につくっていいじゃなくて、今市議会としてこういう職員の倫理を守るための手だてをどういうふうにしたらいいのかという審議してるんだから、もしこういうものを市長が訓令として早急につくりたいのであれば、審議してる総務委員会、議会に一言相談があつてしかるべきだろうと言ってるんです。権限が違うから議会は議会で勝手に条例をつくるかつくらないか審議すればいいけど、市長は市長でこういうものをつくりましたって、それをどう考えてるのかっていう話なんです。それは議会、これのことだけじゃなくて、議会がいろいろ真剣になって審議してることをどういうふうと考えてるのかというところで私は非常に怒りを禁じ得ません。これは総務委員会が継続審査の報告をすることにも影響してくると思いますので、総務委員会でもきちんと審議したいと思いますが、もう少し行政側でこういうことをやる時に今議会がどういうことを審議してるのかとか、あるいはほかの部署でどういうことをやってるのかとか、そういうことを勘案して、気を回して職務をするということを気をつけていただきたいなというふうに思っています。愚痴になってしまうからこれ以上言いませんけども、これは大変私は執行部側としては議会に対するすごく失礼なやり方だったんじゃないかなということをおし上げておきたいというふうに思います。

それから、6点目の5,000万円以上の工事契約についての報告がなかったと、市長が来る御説明されましたけど、もちろんそういうことはわかっております。町議会のレベルでは5,000万円以上が議決要件だったけれども、市議会は1億5,000万円以上にならないと議

決条件にならないと。だけれども、市になったら1億5,000万円というのは、それは合併特例で市になっただけであって、実際の人口は3万6,000人程度の市なわけです。これ、旧来の自治法でいくと町のレベルなわけです。そうすると1億5,000万円規模の工事というのはなかなかなくて、大概、市の中で工事契約というのは5,000万円以上からのものについてきちんと議会がチェックをしておいたほうがいいんじゃないかと。そのほうが実態に合うんじゃないかということを使ったわけです。ただこれは自治法で上限が決められているので変えられないから報告してほしいと、その議決要因にはならない、工事契約がいいとか、悪いとかいうことは議会は言えないけれども、せめて議会としてそういう契約をしてるということを知っておく責任があるんじゃないかと、だから報告してほしいと言ったわけですね。それで全員協議会で報告しましたと言ってますけど、全員協議会で報告することと、本会議で報告することは全然意味が違いますよ。全員協議会というのはあくまでも非公式の場で、議長が非公式に議員にいろんなことを相談するために設けている場であって、本会議のような正式な場ではないわけですよ。もっと言うと、市長は本会議の議会でちゃんと報告しますと前に私たちの議会に約束してくれてるんですよ。過去の議事録引っ張り返しますと、そもそも私が5,000万円以上のものについては議会に報告したほうがいいんじゃないかですかというのは、由布市の一番最初の臨時議会で私提案しました。新しい条例をつくるときに、工事契約5,000万円以上に下げられないんだったら報告してくれないかと、そしたらそのときは即答できなかったんで、ちょっと検討しますと言って持って帰られました。その後、平成18年6月議会の初日に市長の行政報告の中でこういうふうに言ってるんです。ここに第1回定例会以降の諸般の報告を申し上げますということの最後に、地方自治法121条の2に定める議会の議決を要する契約金額につきましては、1億5,000万円以上となっていたところではございますが、この件につきましては、3月議会において議員さんからも御意見をいただいた経緯を踏まえて、これからは5,000万円以上の契約について議会に報告させていただくことにいたしましたので、御理解を賜りたいと思います。ちなみに、このときは湯布院町スポーツセンターの体育館改修工事が該当いたしますので、ここで資料配って御報告いたしますと言って、このときはちゃんと本会議で報告してくれてるんですよ。その後も本会議でちゃんと議会で報告しますと約束してくれたじゃないですか。どうしてそうやって前にちゃんと約束してくれたことを今回やらないんですか。何でやらないのっていったら、それはやらなくてもいいことだって、私それ約束違いじゃないかなと思うんですけど、どうしてですか、これ。

○議長（三重野精二君） 総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 私もそういう報告をするという記憶は多少あったという記憶、ものがありまして、今回したんですが、これまでの議事録をたしか小林議員が言われますように第

1回、それから平成18年3月の定例会でもこの質疑はなされております。その中でも報告をするという、その回答はしてない。そういうものが議事録で見出せなかったということでございます。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 平成18年6月8日の議事録ちゃんと読んでください。議事録に書いてあります。これは総務部長が覚えているとか覚えてないとか、そういう話じゃないんですよ。議会で市長がきちんと議会に約束したということは重いことなんですよ。それをたまたま部長が覚えているからやるとか、部長がかわって覚えてないからやらないとか、そういうことじゃないと思うんですよね。そういうことについて議会で話されてることどういうふうにとめてるのかと。全くこればかりにされてるとしか思えないんですけど、どう考えてらっしゃるんですか。

○議長（三重野精二君） 総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 6月の議会の議事録を確認をしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 確認した上で、市長が約束してるんですから、今後は本会議の場できちんと報告をしてください。

次、災害時の防災危機管理体制のほうについてちょっとお伺いをいたします。今市長が数字を上げて報告させていただいたとおりでと思います。私は純粋にこれ、お手元に資料も配らせていただいたんですけど、市のホームページに避難所の一覧が出てます。防災計画でも指定されているところなんですけれども、純粋にこれで大丈夫なのかなという不安があるのでお聞きをしたいと思います。先ほど市長が言われたように、挾間地区に11カ所、庄内地区が18カ所、湯布院が25カ所ですか、避難所一覧となっていて、公民館とか小学校とか中学校やグラウンドが避難場所の指定をされております。庄内と湯布院は地区別に避難場所をちゃんと指定されているんですが、挾間のほうは地区別には定めがなく、地理的なことも考えれば挾間は別にどの地区の人がどこに行っても避難すぐできる場所に避難すればいいという考えでこういうふうになされているんだらうと思うんですが、問題はこれだけで足りるのかなとちょっと思ったんですね。もし地区が壊滅的な大被害が出てきたり、先日の東北のほうの大きな大災害が出たりみたいなことをもし想定したときに、そこの地域の住民がみんな一斉に避難したときに、この避難場所だけで大丈夫なのかなというのを純粋に心配になりました。

例えば、挾間地域の11カ所の避難所の収容人数が書いてありますけど、これ合計すると3,300人しか収容できないんですよ。挾間地域の人口、住民約1万5,000人ぐらいの人たちがいるとした場合には、5人に1人ぐらいしか収容できないんですよ。庄内のほうは割と広い大きな施設を避難場所に指定しているので、約7割ぐらい、その住民人口に対して7割ぐら

いは収容できる。湯布院については、収容人員の合計が5,390人分しかなくて、1万2,000人地域に住んでるとしたら、半分以下の人、2人に1人ぐらいしか収容できないということで、このぐらいの収容で大丈夫なんだろうかということが一つと、先ほど備蓄の件なんですけれども、市長言われたように、市として備蓄しているものが、インスタント麺じゃなくて五目御飯とスープ150個とカンパン48個、50個ですか、だけしかないんですよ。それ3町というか全市合わせて。もちろん大手スーパーと緊急時の提携はしてはいると言っておりますけれども、大手スーパーにいつもどのぐらいそういう災害時に使えるものがあるかというのは全く把握できないわけで、あるときにあるものを出してくださいということしか言えないわけですよ。やっぱり市としてもうちょっと、災害時の避難所とか備蓄というのは充実させておく必要があるんじゃないかなというふうに、単純に不安に思うんですけど、そこら辺いかがなんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐藤 和明君） 防災安全課佐藤でございます。

今、1番、小林議員の質問にお答えします。

避難場所につきましては、議員言われますように、大規模災害があったときには、この辺で足りるかちゅうことですが、今後、これも精査して、挾間地域にしては22%ぐらいということでありまして、また精査していきたいと思っております。

それから、備蓄につきましては、今、市長も答弁いたしましたように、五目飯とスープで150食ということで、本当に若干しかないということですが、これも検討して、今大手スーパーと契約してますんで、そこ辺もまた地元ともそういう契約を結びながら対応していきたいというふうに思います。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） こういうのを見ると大変不安になるんです。ただ、非常に財政が厳しい中、備蓄したいしたいと思ってもなかなかお金がなくて、目の前に災害が来ないと、ついついこういうものにお金を投じようということがしにくいと思うんですね。そういう意味ではお金の余裕があったときに買っておこうじゃなくて、計画的に、例えば今年度は例えば食料の備蓄数を幾つまでふやしていこうとか、そういう計画的に備蓄の充実というものを図って、それに応じた予算措置をしていくようにしていただきたいなというふうに思ってます。

それから、避難所なんですけれども、これも挾間のほう、大分市のほうも含めて近隣にどういふところに避難所があるのかということも含めて市民の人たちに、いざとなったときの避難所、本当に私、5人に1人しか入れないというようなことになったときにどうなるのかなと心配です。

もう一つちょっと心配なのは、湯布院のほうなんですけれども、湯布院のほう、5人に1人じ

やなくて、45%、2人に1人で、これだけでも足りないと思うんですが、もう1個湯布院について心配なのは、例えば、観光シーズンに湯布院に観光客が泊まったときですね。観光シーズンのシーズン期には湯布院じゅうの旅館が予約でいっぱいどここの旅館にもお客さんがいっぱい泊まってる時期があるわけですよ。そういうときにもしこういう災害が起きたら、そのお客さんたちをどこに避難させるのかということもあわせて考えなきゃいけないんじゃないかと思うんですよ。湯布院町域の人口1万2,000人だけじゃなくて、そういうお客さんを加味すると、その分の避難場所というのも必要じゃないかというふうに思ってます。ちなみに、湯布院のお客さんがどのくらいピーク時に泊まれるかという予測をすると、そのくらいの人数は把握していらっしゃるんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（服平 志朗君） 旅館の数掛けその数の計算でいくようにすると、今、五、六百ぐらい、実際、資料を持ってないんですが。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） いいです、いいです。いじわるに数字を言わせようと思ってるんじゃないで、そういうことをちょっと危機管理のほうも把握しといたほうがいいと。ちなみに報告書によりますと、湯布院温泉、塚原温泉、湯平温泉の旅館の収容定員の総合計が約7,500名となっています。そうすると人口1万2,000人住んでるところにさらに7,500人がピーク時には滞在してるわけですよ。そこにもし大災害が来たときに、どこに避難させるのかというのは大変な問題だと思います。しかも地域の住民でしたら普段から避難場所というのを認識できますけれども、たまたま泊まりに来てるお客さんがいざとなったとき、どこに逃げればいいのか皆目検討がつかないわけですよ。そういうことも含めて提案なんですけど、こういうことは例えば湯布院の観光協会とか旅館組合の方々と一緒になって、観光客の避難場所を指定して、そこへの誘導の訓練とか、そういうことを一緒に検討していく必要があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三重野精二君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐藤 和明君） 今後、観光関係者とも十分協議いたしまして、そういう訓練等も含めて考えていきたいというふうに思います。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） ぜひ災害は本当にいつやってくるかわからないので、すぐにでもそういう検討を始めていただきたいというふうに思っております。

あと、順不同ですけれども、時間が足りなくなりそうなので、ちょっと本庁舎問題を先にやりたいと思っております。各地域審議会ごとの答申が出てきたときには、総合的に、重く受けとめ

て総合的に判断するしか言えないという状況なんだろうと思いますが、今、各地域審議会が諮問を受けて、鋭意皆さん審議を始めてくださっているようです。私もできる限り、挾間、湯布院などの地域審議会、傍聴に行かせていただいております、夕べも挾間地域審議会が開かれておりました。傍聴に行くと、本当にびっくりするぐらい、皆さん物すごく熱心で、真剣に議論をされています。地域審議員の方々、お忙しい中をぬって、必死で地域のため、あるいはどんな庁舎方式がいいのかというのをまじめに、あの熱心さには本当に我々議員も舌を巻いてしまうほど、熱心な議論をされてることにすごく敬意を表するところなんですけれども、しかもそういう議論の内容を、きのうの挾間地域審議会ではそれぞれが思うことをただただしゃべるだけじゃまともらないので、各人が宿題を出してそのレポートにまとめてきて、そのレポート発表をし合いたいことまでやってらっしゃるんですね。非常に熱心なんです。その後の話し合ったこともきちんと事務局側が議事録をまとめて、湯布院のほうは全戸配布してくださってますし、挾間のほうも自治委員さんまでは配布をしているというようなことだそうです。

ただ、庄内の地域審議会が公開をされていないということが私ちょっと疑問なんですけれども、庄内の地域審議会も傍聴させていただきたいと申し入れたら、庄内は非公開でやりますというふうに言われたんですけれども、どうして庄内は公開しないのでしょうか。

○議長（三重野精二君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長（川野 雄二君） 地域審議委員に諮りましたところ、非公開で行いたいという意見が多かったので、そういうふうにしております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 地域審議会の要綱が例規集にありますよね。これにきちんと地域審議会は公開することが原則であると書いてあるんですよね。原則どおり挾間と湯布院は公開してるんですよね。それを議長、特に理由があるときは議長が審議会に諮って非公開にすることができると確かに書いてありますけれども、その公開が原則であるものを、わざわざ庄内だけが非公開にするには、それなりのきちんとした理由が必要だと思うんですよ。それで、審議委員さんたちに諮ったら皆さんがそう言ったとおっしゃられますけれども、私違うと思います。議事録を取り寄せさせていただきまして、議事録読ませていただきました。そうすると、会長さんが今回、公開、非公開についてはどういうふうにしましょうかと聞かれているときに、今回は非公開にすることにしますと、ただ時間がなかったので、全員の委員さんと協議することができなかった。全員の委員さんと協議して非公開にしてるわけじゃないんですよね。さらにびっくりしたのは、その後、局長がこういうことを言ってるんですよ。局長あなたが、傍聴させてほしいという機運があるが、率直な意見が言えず、庄内地域審議会の意見がおかしいものになりかねないという感じがしますと、だから非公開にしましょうって。これおかしいでしょう。大体、地域審議委員さ

んみんなで非公開にしようって決めてない。それからその後、どうして局長が局長が非公開にしたほうがいいみたいな、こういう誘導的な発言をしてるんですか。

○議長（三重野精二君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長（川野 雄二君） 委員は大体、傍聴されたくないという意見が多いわけです。

（「あんたが言いよるんやない」と呼ぶ者あり）私が言っているのではありません。

○議長（三重野精二君） 西郡君ちょっと静かにしてください。

○庄内振興局長（川野 雄二君） 私としては私の意見でそうした傍聴が来たときに、プレッシャーを感じると思いますか、そういう人もいるのではないかという考えから発言をしたところでございます。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 議事録読む限り、委員のだれからも意見が出る前に、局長が先に率直な意見が言えなくなるから、非公開のほうが望ましいみたいなこと、先に局長が言ってるんですよ。これに影響されるんじゃないですか、審議委員さんたちは。大体、局長が自分で非公開のほうがいいと思うなんてことを言うのは、私は非適切だと思いますよ。地域審議会のことかわかってないんじゃないかと思うんですね。原則として公開で、地域審議会を開くのはなぜかというと、地域審議会というのは地域の住民の意見を市長に届けるための機関ですよ。決定権は何もないんですよ。自由に地域の人たちの意見を言い合っていて、そのことを答申として出すと、圧力がかかるとか、プレッシャーがかかるということを懸念したと言われましたけど、決定権がないわけですから、圧力がかかるわけもなく、もし圧力がかかると思うんだったら、振興局長が圧力かけてるとしか思えないですよ。どうしてもちょっとオープンにして、地域の皆さんが何言っても大丈夫ですよと。むしろもし、地域審議委員さんたちが公開されると圧力かかるかもしれない、話しにくいと言われたら、そのときに逆に局長が、いや、地域審議会というのは、原則開かれた場であって、市民の皆さんが自由に意見言っているんですよと。圧力かけられるようなことがあってはいけないんですよと、むしろそっちに誘導するのが局長の役目じゃないですか。逆なんじゃないでしょうか、局長の誘導してる方向は。いかがでしょうか。

○議長（三重野精二君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長（川野 雄二君） 委員によりましては、小林議員のように、正々堂々とかこういう場で言える人も多いかと思いますが、本当に地域審議委員の中には、そういうことで皆さんが来たときに、本当に自分の意見が言えないというようなこともあるかなと、私としては感じております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 局長がそういうことを言うもんじゃないですよ。むしろ逆にオー

ブンな場でどんどん話していきましょと。湯布院振興局と挾間振興局は実際にそうしてるんですよ。湯布院振興局は防災無線で傍聴に来てくださいと呼びかけまでしてるわけですよ。私はそれが本来の住民の人たちがオープンにいろんなことを話し合っって議論していきましょというここの基本だと思っんです。そういうことを振興局長はむしろ率先してオープンにしていきましょというここのことを言わなきゃいけない立場だと思っます。これをむしろ逆に非公開にしたほうがいいと思っますよなんて誘導するということは、およそ振興局長は市民と一緒に、本当に本庁舎方式をオープンな場で議論したいと思ってないと思っえないんですよね。ということは非公開にして、一方的に議論の方向を誘導しようと思ってるんじゃないかと、そういうふうと思われても私仕方ないと思っますよ。

挾間地域審議会も湯布院地域審議会も最初は公開にすることに抵抗を感じた委員さんも確かにいらっしやいました。私が最初に挾間地域審議会に傍聴に行ったときに、公開するのはどうかかと、大変心配された方もいらっしやいましたけど、地域審議会の皆さんが原則公開ですから話しましょと、どうしてもほかの傍聴されたくないところがあれば、それは特別な理由な非公開にしてもいいんですけれども、最初から局長が非公開にしましょなんて誘導するのは言語道断だというふうに思っますので、これはぜひもう一度審議委員の皆さんと諮っって、振興局長も公開しても大丈夫なんだから、いろんな声を聞いていきましょと言っていただきたいというふうに思っます。それでもまだ庄内の地域審議会、議事録だけでも公表してることは当たり前ちゃ当たり前なんですけど、まだまだというふうに思っます。もっとひどいのは、市長が設置して外部の有識者によるもう一個の諮問委員会ですよ。庁舎問題検討委員会、こちらは非公開だけではなくて、議事録すら出てこないんですね。庁舎問題検討委員会を傍聴させていただきたいですと私申し込んだら傍聴できませんと。じゃどういっう話をしてるのか、議事録出してくださいと言ったら議事録も出せません。答申が出てから報告しますと言っんですよ。これどうして庁舎問題検討委員会は非公式にして議事録も出さないんですか。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 1番議員の質問にお答えいたします。

検討委員会は原則公開ということですが、今、地域審議会等にも諮問をいたしております。その検討委員会の検討経過なりがそういった審議会等の審議に影響を与えてはいけないという判断のもとで議事録の、経過は公表してないという状況でございます。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 全く理由にならないですよ。市長どう思われますか。市長なぜ公開させないんですか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 公開させるとかさせないじゃなくて、委員会の構成メンバーの方々が決めたことで、私の意思ではないわけです。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） そもそもこの庁舎問題検討委員会というものがどういうものなのか確認させていただきたいんですけど、新聞で何か市長からの諮問を受けた審議機関として設置されたというふうに書いておりましたけど、これは市が庁舎問題について、調査研究してもらいたいということで、公式に諮問した委員会なんですか。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） お答えをいたします。これ前にも一度説明をいたしました、自治法上の附属機関ではございません。要綱設置によります附属機関として委員会設置をいたしております。それでそのときにも質問があったのですが、自治法上の法律あるいは条例に基づく設置ではないかということで、報酬は支払いはできないということで、謝金で支払いをするということです。そういったことでそこまで調査をしてそういった要綱設置の委員会にしております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） それおかしいんですね。大体、報酬じゃなくて謝金、謝金はどこから出しているんですか。公費ですか。

○総務課長（工藤 浩二君） 公費です。

○議員（1番 小林華弥子君） お手元にお配りしてる最後のページの6ページ目、今総務課長言われたのこれのことだろうと思うんですけども、地方自治法の138条にこういうことが書いてあります。市が設置する委員会、執行機関としての委員会の設置の138条の4の第3項です。普通地方公共団体は法律または条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員会、審査会、審議会、調査会、その他の調停、審査、諮問、または調査のための機関を置くことができる。ただし政令で定める執行機関についてはこの限りではない。要綱で定めて委員会設置しましたと言ってるけど、要綱じゃ委員会設置できないんですよ。法律または条例がないと委員会というのは、正式な委員会というのは設置しちゃいけないんです。参照判例も出ています。本条第3項の執行機関の附属機関たる性格のものであれば、名称のいかんを問わず、また臨時的、速急を要する機関であっても、すべて条例によらなければ設置できない。いやしくも審議会、調査会等の名前を有する附属機関である限り、その設置の根拠はすべて条例によらなければならない。市が何かについて諮問しようとする委員会は、きちんと条例化して条例で設置しないと、諮問機関としては認められないということです。確かに今由布市にあるいろんな諮問機関、ちゃんと条例で設置されてるじゃないかですか。地域審議会ももちろん条例で設置されてますし、都市計画審議会だとか、まちづくり審議会だとか、ちゃんと委員会の設置条例つくってますよね。

そういう条例をつくらずに、勝手に委員会つくっちゃいけないんですよ。要綱なんかじゃ委員会はずつられない。であれば公費で謝金なんか払っちゃだめなんですよ。こういうことを勝手にやって、あたかもこれが正式な諮問委員会であって、その答申を重く受けとめるなんて言ってますけど、私は前回の議会するときにも言いましたよね、外部の調査専門委員会なんか設置するなど、地域審議会の中に専門家を派遣すればいいだろうと言ったにもかかわらず、こういう法令違反になるような要綱で勝手に委員会なんかつくってるのは、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） お答えをいたします。

確かに言われるように、附属機関としての委員会等につきましては、言われるように自治法上138条の4ですね、これに基づく法律、あるいは条例に基づく附属機関ということでございますが、これにつきましては、当然本市におきましても、言われるように、特別報酬審議会とか、情報公開審査会、個人情報審査会等、こういうものは設置をいたしております。恒常的に何年にもわたる委員会設置におきましては、確かに条例設置をして報酬を支払いをし委員会として設置をいたしております。しかし、こういった短期間の単年度程度の委員会につきましては、要綱で設置をし、報酬支払いはできませんから、謝金支払いしてるということでございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 今、私が読んだの聞いてましたかね。参照判例で本条第3項の執行機関の附属機関たる性格のものであれば、名称のいかんを問わずまた臨時的速急を要する機関であっても、すべて条例によらなければいけないんです。臨時的なものであっても、単年度で終わるものであっても、すべて条例じゃないと設置できないとなってるんですから、こういう条例で設置されていない専門委員会なんていうのは認められないものなので、そこに公費からたとえ謝金といえども支出すべきではない。ましてやこういうところが出てきた答申など、正式な答申としては受けとめられるものではないということです。市長は総合的に判断をすと言いましたけれども、条例によって設置されている地域審議会の答申こそ答申たるべきものであって、庁舎問題専門委員会というのは、条例で設置されてないんですから、そういうところが幾ら出てきたって、これは正式な諮問としては受け取れないんですよ。市長が参考までに意見を聞くのはいいですよ。専門家たちを集めて、市長が個人的な勉強のために集めてどうですかと聞くのはいいんですけれども、それは正式な諮問の答申でも何でもないわけですから、ましてや専門的に諮問委員会だといって、要綱で設置したと言ってますけど、こんな非公式な会議が非公開でしかも議事録も出さずに、密室でだれが何しゃべってるかわからない結果を正式な答申ですなんて出されたって、そんなもんだれが信用するんですかという話ですよ。市長どうですか、この点について

ては。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） メンバーとしては、そういう大学教授だとか、行政経験者だとか、そういう方々の見識が高い方でありまして、私はそういう方々の意見をしっかりと聞こうということで設置をしたわけでありまして。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） それ市長が個人的にやってください。市長のポケットマネーで相談するならいいですよ。だけどその結果を答申だなどと言って出してこないでください。ゆめゆめそんなものが正式な答申ではないということをここでくぎを刺しておきたいというふうに思います。

指定管理者制度に時間がないので移りたいというふうに思っております。指定管理者制度については、あしたの議案質疑の時間もありますので、そこでもまた足りないところは補いたいと思いますけれども、私はこれも昨年の6月議会で指定管理者制度のあり方についていろいろ問題点を指摘しておきました。制度導入の目的や効果をどういうふうに見込んでいたのか、その結果をどういうふうに評価するのか、そういうものをきちんと検証した上で、この指定管理者制度というもの、そのものが初めての試みであるので、それから国の制度としてもまだまだ未熟なものであるから、いろいろ問題点あるから、そこは見直すべきではないでしょうかと言ってきました。最初の指定管理者の契約が今回切れるわけですから、改めて由布市が指定管理者制度を導入したことがどうだったのかと、市政運営上どのように評価されるのかということもきちんと出さないといけないと思うんです。

先ほどの答弁の中では、各指定管理者が毎年度事業報告書を出してきているから、それできちんと成果が、結果がわかるというんですけど、そういうことじゃないんですよ。各指定管理者がどういう営業をしたかというのは、それは各事業者が自分たちの成果として言ってるだけで、私が求めたいのは、市として今まで直営でやっていた、あるいは前の制度の管理委託契約でやっていたことを、この指定管理者制度という制度に切りかえて、それがどういうふうに市政運営上プラスになったのかあるいはマイナスになったのか。

例えば、具体的に言えば、数字で利用率が上がったとか落ちたとか、あるいは市民サービスにどれだけの効果があったかとか、そういうことを市としてきちんと把握しておかなければいけないんじゃないでしょうかということなんです。そういう検証は行っていらっしゃるんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（相馬 尊重君） 1番議員の御質問にお答えします。

施設の利用状況等につきましては、事業報告等で報告がございますので、それぞれの現課で評

価を行ってるといふことで、その利用実態に即して現課のほうで指導をしていくということにいたしております。

先ほどの市長の答弁の中にもありましたように、確かに一巡目が大体終わりました、全国的にもこの制度の見直しが今進んでる段階でございます。由布市としましても、議員の御指摘のありましたような点について、再度今公有財産管理委員会を中心にして議論を進めて見直すべきところは見直していこうということで、今検討してるところでございます。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） お手元の資料の5ページ目は、これは実は前回私がこの指定管理者制度導入についてどうなのと言ったときに配った資料をもう一遍しつこいようですけど出ささせていただきました。指定管理者制度運用するときにこういうことに注意しなさいよと、単に行政コスト削減のためだけに指定管理者制度を導入すると危ないことになりますよと。先ほど午前中、藤柴議員の質問にもありましたけれども、そもそもの目的は何なのかということをはっきりさせると、その施設の本来の目的は何で、その目的どおりにその施設を運用するためには、指定管理者制度がいいのか、あるいは直営がいいのか、あるいはばらばらにした管理委託契約を組み合わせるのがいいのか、もしくはもう公共施設としての目的がないんだったら売却するなり、手放すなりしたほうがいいのではないかと、そういうことをきちんと検証してからこそ、最も指定管理者制度がふさわしいというふうになってから導入すべきだということを再三言ってきたわけですよ。ただ、当時は今までの管理委託契約が丸ごと施設の管理委託契約を丸ごと結んじゃいけなくなったので、今までの委託契約をそのまま指定管理者制度へとりあえず移行しなければいけないということで4年間やってきたわけですよ。だけど実際に4年間やってきて、プラス、マイナス、いっぱいあったと思うんです。これまで私もさんざんいろいろ指摘してきました、各施設について。

例えば、公募基準には協定書の内容がおかしいとか。あるいは財産上の問題がいろいろあるとか。あるいは施設修繕費の負担責任が明確ではないとか。こういうことがいろいろ問題ですよと、私も指摘してきたと思うんですね。そういうことについて、それぞれ現課でというふうに言われてましたけど、具体的に今度契約を見直す分については、そういう問題点を一つ一つ洗い出して、それで改めて指定管理者制度がふさわしいというふうな根拠をきちんと示していただきたいというふうに思うわけです。これあしたの議案質疑にも関連しますので、またあしたお聞きしたいと思いますが、特に今回議案にはなってませんが、気になるのが国民宿舎の件です。国民宿舎も今度の3月で管理契約が切れます。国民宿舎の指定管理者制度の中で大問題というふうに私が19年の6月に指摘した問題があると思います。指定管理者が自費をつぎ込んで施設の修繕をしているんですね。それが約1,000万円近くになると、その分を指定管理者が自分の有形

固定資産として資産計上していると。要するに民間の団体が、市の施設に財産権を持っていると主張してきているけれども、この問題はどういうふうに解決するんですかというふうには私は去年の6月議会で指摘をしました。これ早くこの問題を解消しておかないと、指定管理者が切れるときに、もし次、引き続き指定管理をしてもらわないのであれば、やめてくださいと言ったときに財産権主張されたらどうするんですかというふうに警鐘を鳴らしました。そしたらそのときの答弁で、市長の答弁が19年度中に協議して検討して解決を図りたいと言ってらっしゃいました。この問題はその後どういうふうに協議検討して解決されたんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 行財政改革推進課長。

○行財政改革推進課長（相馬 尊重君） 1番議員の御質問にお答えします。

その後、そういったことも検討しまして、現在結ぶ協定書等については、そういった指定管理者が通した分については、全部市に帰属すると、さらにそれについて指定管理者がそのかかった経費等については、市に請求できないというふうに今新しい要綱等ではそういうふうにして今協定を結ぶようにいたしております。

議員御指摘がありました件につきましても、そのときの答弁で市長がそういったことについてそういった協議をしてきたんですけれども、国民宿舎については、現在の協定が生きているというふうに解釈をいたしております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） そこなんです。私が指摘したので、その後、今回も出てる協定書にちゃんと明記されてます。だけど今、今度3月に切れる協定書にそれがないがために、その財産が発生していると。私は2年前にも去年にも言いました。協定の見直しは必要に応じて両者が協議すれば協定の見直しができるんだと。だから早急に協定見直しして、その財産権の問題を片づけて、次の契約が切れるまでの間にこれ片づけておきなさいと言ったんです。片づいてないんです。ことしの3月だから、平成19年度の指定管理者が上げてきた決算報告書に、やっぱり相変わらず有形固定資産400万円計上してるんですね。こういう有形固定資産を計上した報告書を毎年、毎年、4年間受け取り続けておきながら、行政側がそれにきちんと指導もしてなければ、それに対する対応をとっていないのは非常に問題だと。しかも私が何回も何回も警告をしておきながら、何も措置しなければ、これは行政の怠慢というふうに言われて、財産権を主張されても行政は何も言えなくなりますよと言ってるんです。今、行革課長は、これからの分は改善されてますけれども、今問題になっているやつ、今度の3月に契約が切れるやつ、この400万円についての財産問題をどうするのかということです。今まで私が何回もやってますけど、具体的にこの400万円についてどうにかしようという話し合いや措置は検討したんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（吉野 宗男君） 前回の指摘を受けまして検討は重ねたところでありましてけれども、旧の湯布院町議会のときに、指定管理をした物件でありまして、その契約の条項の中でうたっておりますけれども、財産権は発生しないのじゃないかなというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 最初に結んだ協定にそういうこと何も書いてなかったんです。修繕費の上限もその後の分については大規模な修繕費は市が持つと。軽微な修繕については指定管理者が持つと。その後の協定書には書き込まれてますけど、この国民宿舎の当初の協定書には書き込まれてないんですよ。だから指定管理者が自分で大規模な修繕にもかかわらず自分でお金を出しちゃったんですよ。それで出しちゃった分をしかも有形固定資産として計上して市に報告してきちゃってるわけですよ。要するに何もしてないというのわかったんで、私これ大変な問題だと思います。もし指定管理者が今度契約切れるときに、自分の財産権を主張して裁判でも起こされたら、私はこれだけ行政に警告があったにもかかわらず何もしてこなかったというのは、大変行政にとって怠慢だとしか言わざるを得ないと思います。あと、三、四カ月しかないわけですが、早急にこの問題を解決しないと、国民宿舎が今後どうするのかも問題ですけれども、先にこの問題を片づけていただきたいなというふうに思います。早急にこの検討を始めるということとを約束していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三重野精二君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（吉野 宗男君） ちょっと今答弁を考えているところでございますけど、当初のいきさつは旧湯布院町時代の議員さんは御存じだろうと思いますけれども、そういった分は十分理解した上で私どもは指定管理をとったんじゃないかなというふうに考えておりますので、先ほど申し上げましたように、財産権云々は。

○議員（1番 小林華弥子君） いいです、いいです、時間がないので。

わかりました。もう時間ありませんから何も言いませんけれども、少なくとも前回の議会のときには、市長は19年度中に検討して解決に向けて協議をしたいと言ってるわけですよ。それをしてこなかった。議会できちんと約束したことはちゃんと守ってください。それから議会でちゃんと検討するということは具体的に検討してください。その検討した結果を次のときに質問されたらちゃんと答えられるようにしてください。そうでないと我々は何のために一般質問をしているのか、非常にここが私は強く言っておきたいと思います。

予算編成のことまでついて言えませんでしたので、これはまたいつか別の機会に言いたいと思います。ありがとうございました。

○議長（三重野精二君） 以上で、1番、小林華弥子君の一般質問を終わります。

○議長（三重野精二君） これで今回の一般質問はすべて終了しました。

なお、次回の本会議はあす11日午前10時より議案質疑を行います。本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午後3時01分散会
